

平成28年6月14日(火曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	坂本あや	3番	藤本岩義		
4番	山崎正男	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	矢野昭三		

不応招議員

2番 濱村 博

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長		副 町 長	松 田 春 喜
総 務 課 長	森 田 貞 男	情 報 防 災 課 長	松 本 敏 郎
税 務 課 長	川 村 一 秋	住 民 課 長	藤 本 浩 之
健康福祉課長	宮 川 茂 俊	農 業 振 興 課 長	宮 地 丈 夫
まちづくり課長	金 子 伸	産 業 推 進 室 長	門 田 政 史
地域住民課長	矢 野 雅 彦	海 洋 森 林 課 長	尾 崎 憲 二
建 設 課 長	今 西 文 明	会 計 管 理 者	小 橋 智 恵 美
教 育 課 長	坂 本 勝	教 育 次 長	畦 地 和 也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議長は会議録署名議員に次の一人を指名した。

4番 山崎正男

議事日程第2号

平成28年6月14日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 陳情第14号、第15号及び第18号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第3 一般質問

議 事 の 経 過

平成 28 年 6 月 14 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（矢野昭三君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしく願い致します。

暫時休憩します。

休 憩 9 時 00 分

再 開 9 時 08 分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引続き会議を開きます。

諸般の報告をします。

欠席者の報告を致します。

濱村博君から欠席の届け出が提出されましたので、報告致します。

これで、諸般の報告を終わります。

副町長から発言を求められております。

これを許します。

副町長。

副町長（松田春喜君）

皆さん、おはようございます。

昨日からですね、町長の方が体調を崩しまして、本日入院をしてございます。

大変ご迷惑をお掛けすることとなりますけれども、町長の方もですね、いつの間、安静にしておればですね、すぐ回復するというふうなことは聞いてございます。

本日の議会日程の方、一般質問ということになってございます。

担当課長と私の方で精いっぱい回答させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

以上です。

議長（矢野昭三君）

これで、副町長の発言を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の濱村博君が欠席をしましたので、会議規則第 125 条の規定によって、4 番、山崎正男君を指名します。

日程第 2、陳情第 14 号、「国の責任による 35 人以下学級の前進」を求める陳情書について、陳情第 15 号、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情書について、および陳情第 18 号、「給食費の無償化」をもとめる陳情書についてを一括議題とします。

なお、陳情第 11 号および第 13 号は審査未了に、陳情第 16 号および第 17 号は継続審査になったことを報告します。

それでは、委員長報告を行います。

総務教育常任委員長、山崎正男君。

総務教育常任委員長（山崎正男君）

おはようございます。

総務教育常任委員会から付託を受けました、14号、15号、18号について報告致します。

まず、陳情第14号、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情書について、でございます。

本陳情の趣旨は、2011年度に小1で、2012年度には小2で35人学級が実施されました。学級規模が少なくなることで不登校や生活指導の件数が減り、学習に対する理解や意欲も高まり、また教職員の定数増で教職員が子どもと向き合う時間が増えて学校が落ち着いてきたなど施策の有効な報告があるのに、国の責任において施策を進めていないため自治体間の格差が広がっている。国が責任を持って35人以下学級の前進と教職員定数の改善を行うことを求めるというものでございます。

本案については、少子化の現在の状況、それから県下の35人以下学級の状況、それから先生の多忙性、それから国の動向等のご意見がございまして、皆さまにお諮りしましたところ、全員で本案は採択すべきということに決定致しました。

続きまして、第15号、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情書について、でございます。

本陳情の趣旨は、非課税世帯の高校生に支給される奨学給付金は第1子の給付金が国公立で3万7,400円から5万9,000円に、私立では3万9,800円から6万7,200円に増額され、実質的な給付制奨学金となっているが、その財源は年収900万円以上程度の世帯の高校生から徴収した事業量であり、権利としての教育が施しに変質されてしまうことは大きな問題です。

学ぶ権利を保障するため、高校授業料への所得制導入を直ちに中止し、教育予算を増やした上で高校無償化を復活し、学校給付金を拡大、拡充して、給付制奨学金の確立を求めるというものでございます。

本案については各委員のご意見をお伺いしますと、現状の所得、それに応じた負担は必要との意見であります。ここにあります900万以上というような過多以上の負担はやはり置いておくべきであるという考えでございました。

全員にお諮りしましたところ、本案は不採択という結果です。

続きまして、陳情第18号、「給食費の無償化」をもとめる陳情書について。

本陳情の趣旨は、消費税増税の影響で給食費の質の低下を招かねないために値上げを実施した自治体が出ており、さらに未納の家庭を増やすことにつながる実態がある。このような状態の中で、給食費への保護者負担の軽減を行う自治体も増えているので自治体格差も生じている。子どもたちの健やかな発達を保障するためにも、国の責任において給食費の無償化が求められているというものです。

本案については各委員のご意見では、時期尚早である。収入に応じた応能な負担は必要である。母子家庭や生活保護の軽減措置はあるので今は現状で良いのではというような意見がございまして、お諮りしたところ、全員で不採択ということに決しました。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

これで、委員長の報告を終わります。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、陳情第14号、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情書についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、陳情第 14 号の質疑を終わります。

次に、陳情第 15 号、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情書についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、陳情第 15 号の質疑を終わります。

次に、陳情第 18 号、「給食費の無償化」をもとめる陳情書についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、陳情第 18 号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、陳情第 14 号、「国の責任による 35 人以下学級の前進」を求める陳情書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、陳情第 14 号の討論を終わります。

次に、陳情第 15 号、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情書についての討論を行います。

初めに、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、陳情第 15 号の討論を終わります。

次に、陳情第 18 号、「給食費の無償化」をもとめる陳情書についての討論を行います。

初めに、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、陳情第 18 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。

この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。
初めに、陳情第14号、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情書についてを採決します。
本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。
挙手全員です。

従って、陳情第14号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第15号、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

この採決は、委員長の報告の不採択に賛成を求めるものではありません。
本件は、原案について採択することに賛成の方の挙手を求めるものです。
よろしいでしょうか。

それでは、陳情第15号を採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手少数です。

従って、陳情第15号は採択しないことに決定しました。

次に、陳情第18号、「給食費の無償化」をもとめる陳情書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

この採決は、委員長の報告の不採択に賛成を求めるものではありません。
本件は、原案について採択することに賛成の方の挙手を求めるものです。
よろしいでしょうか。

それでは、陳情第18号を採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手少数です。

従って、陳情第18号は採択しないことに決定しました。

これで採決を終わります。

日程第3、一般質問を行います。

順次発言を許します。

澳本哲也君。

5番（澳本哲也君）

おはようございます。

今回はですね、防災について。防災の中の耐震について、4つほど質問させていただきます。

情報防災課長、よろしくをお願いします。

まず、ここ1カ月ぐらい特にですね、高知新聞の中でも南海トラフの地震対策についていろいろなことが載っておられます。ちなみに、南海トラフの相当なストレスがたまって、いつ起こるか分からないといったような記事や、そして、熊本地震から南海トラフへ移行してまた広域化の懸念があるとか、いろいろなことがまた新聞紙上で相当載っておられます。

また、昨日も熊本の方で震度4、震度5といったような地震がまだまだ続いている状態で、黒潮町民みんながですね、いつ来るか分からない、そんな不安な日々を送っているのが現実だと思います。

そして、まず1つ目の質問にまいります。

住宅耐震化についてです。

4月、情報防災課長の方から報告がありました。4月現在で約39.9、40パーセントですね。40パーセントという耐震化率があるのですが、今現在、あれから2カ月ぐらいですか、たっておりますけども、耐震化率は今現在どうなっているかということ、まず第1点目でお尋ねを致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

おはようございます。

では、私の方から澳本議員の一般質問、防災対策についてのご質問、まず1点目の住宅耐震についてのご質問に、まずは通告書に基づいてお答えしていきたいと思っております。

平成27年度末時点、先ほど議員自らもおっしゃいましたけれど、3月末の本町の住宅耐震化率は39.9パーセントでございます。

また、今年度に入ってからこの耐震化の問い合わせが非常に多くて、既に今年度に入ってから改修工事の認定件数が既に29件となっており、工事実施中のものも含めると、平成28年6月7日現在で40.2パーセントとなっております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

40.2パーセントということは、まあ0.3パーセントということで、ちょっとでも上昇はしてることだと思うんですけども、今現在、住宅の耐震の方の補助金ですかね、110万でしたかね、110万。

僕もですね、結構ちょっと古いような家に行ってますね、話をするがです。住宅の耐震化はしましたかというようなことをするがですけども。いや、110万出たち、で止まるがです。その110万以上掛かるろ、どうしてもこの家やったらということが言われます。そうなった場合、どうしても所得の低い人はなかなか支払いができないというような状態にあると思っております。

平成27年度の耐震化目標90パーセント。まず、これはもう無理ということは分かってるんですけども、平成32年、2020年ですか。東京オリンピックまでに95パーセントの耐震化率を目標にやっていくというふうに国は出しちゃうがですけども、到底ですね、この95パーセントには今現在のこの補助等ではまず無理じゃないかと。

あと2年、3年でも、ほんとにこれ50パーセントいくのかなというのが僕は危機感を持っているんですけども、情報防災課長、どう思われますか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、澳本議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

議員おっしゃったように、国の目標としては東京オリンピックがある2020年まで、平成32年までに95パーセントという目標を立てております。さらに高知県の方、知事の発言から引用しますと、県は100パーセントに持っていくというふうなことをおっしゃっておる。

そういう状況の中で黒潮町の耐震化率、先ほどご紹介しましたように非常に低い状況でございます。これは、確かに議員おっしゃるとおり、これを国、県の目標数値に合わせていくのは至難の技であるということも十分

認識しております。

その中で、補助金を110万ということなんですけれど。

補助金を上げるだけが耐震率を上げる方法だとは思ってなくて、今、一生懸命やってるのはですね、低コストの耐震化技術の普及を図っております。

その普及に本格的に取り組んでいるのは昨年度からでございますけれど、その成果も出ておると思う数字は平成27年度の黒潮町で実施した耐震化の平均の金額というのは130万ぐらい。これ、約ですけど、ぐらいでございます。

それでも20万ぐらい平均からいうと自己負担が発生するわけですけど、そういうふうに想定したよりも自己負担が要らない状況じゃないかというふうに自分たち認識しております。これも、さらに補助金を上げればそれ上げるほど住民にとってありがたい制度であると思うんですけど、現在は制度改革した110万の補助金で低コスト技術の普及。

それから、最も力を入れたいのはですね、町内の建築士さんの参画でございます。そして、住民の方は何よりも身近な建築士さん、まあ大工さんですね、の方からお話をいただくのが最も安心できる方法だと思いますので、そちらの方に力を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

低コスト。もちろんそれは大事なことだと思います。

それです、6月の8日の高知新聞の方の議会の便りです、土佐町の方が診断設計は無料として、耐震改修を150万まで引き上げたというような記事も載っております。

もちろん、低コストはほんとに大事なことです。そして、地元の建築士さんとの親密な関係、そして依頼というのはほんとに大事だと思うんですけども、この150万ぐらいにできるんじゃないか。黒潮町もですね、もう34メートル来る。そして、震度が6以上、その震度7が来るということであれば、この150万ぐらいには引き上げて僕がかまんと思うんですけども。

課長、どう思われますか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、澳本議員のご質問にお答えしていきたいと思っております。

土佐町150万、最近改正されました。

それと、土佐町以外でも、これに近い補助を出してる市町村もほかにもあるわけでございますけれど、まず防災対策事業、総合的に、町はやらなければならないと思っております。

特に、土佐町なんかは津波の心配がない所と黒潮町のように非常に高い津波の想定された所で、事業のやっぱりバランスの問題もあろうかと思うんですね。そういう中で、黒潮町の補助が110万ですから40万の差があるので非常に大きい差だとは思いますが、これはどうしても町の持ち出しが大きくなる制度になります。

基準の、町が上積みした分に対して国の支援、そして県の支援も確かにありますけれど、やはり町の負担も補助が増えるに従って増えていきます。しかも、黒潮町には4,500軒ぐらいの耐震改修必要な家がありますので、町の負担する分にその数字を掛けるとものすごい大きな数字になりますので、やはり制度改革そのものは

ですね、やはり慎重に。財政全体のバランス、あるいはさまざまな防災事業とのバランスを考えて、それから国の制度、県の制度、だんだん変わってきております。緊急防災・減災事業も国の事業も、平成28年度で終了の予定されております。

県の津波防災の加速化交付金について平成27年度で終了しておりますので、そういう制度が終わる状況の中で町全体の防災対策を考えたときの財政的なバランスを考えると、今の町の耐震の方はですね、当面現在の補助制度の中でやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

バランスを考えながらということですが、

まあ110万を超えて、もし200万とかなったら90万の自己負担が要するというので、なかなかけど、それもすつとはなかなか払えないというところもあると思います。そうなった場合、やはり借り入れということも考えなければならないとは思いますがですけども。

そういった場合ですね、やっぱり町として、地元の銀行なり、いろんな農協、漁協と連携をしながら、そういったその制度資金をまた創設というか。そして、安価な利子で、または利子補給をしてやるというような、制度資金の考えはありませんか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、澳本議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

民間金融機関との制度利用の件。これはまだ全くよう着手してなくて、銀行側との協議そのものもようやってないです。

ただ、制度的にこれに近い制度、住民の方にとって有利な制度というのは代理受領という制度をしておりまして。例えば、改修に130万、家が要ったと。町から補助金が110万出るということで、本来ならば130万いったんは住民さんが構えなければならない制度をですね、昨年度から、110万はもう構えなくていいと。自分は差額の20万だけ構えればできますよという制度が代理受領の制度でございますけれど、昨年度よりそういう制度の導入は致しました。

ただ、繰り返しますけれど、民間企業さんとの連携した、あるいは低金利の制度とかいうのについては、まだ着手をしてない状況です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

ぜひともですね、それを早急に検討していただきたいと思っております。

それでは2番目の質問に入らせていただきます。

ブロック塀の耐震工事の対象場所をしっかりと把握しているかということです。

本当にこのブロック塀、危険な所いっぱいあると思います。新聞でも熊本地震によってこのブロック塀が倒壊したと、よう人が歩いてなかったなとかいうような記事も載っておりましたが、自分も熊本に友達がおるので聞いてみたところ、もうパッタパッタと倒れるそうです。ほんとに危ない、ここは危険だ、恐怖を感じたと

いうことを聞きましたけども。

やはり、このブロック塀の耐震工事の対象場所をしっかりと行政は今把握しているのかどうかをお尋ねします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは、澳本議員の防災対策についての2番目のご質問、ブロック塀耐震工事対象場所についてのご質問にお答えしたいと思います。

ブロック塀耐震工事対象場所すべての把握はできておりません。

ただ、ブロック塀の補助事業の対象となる危険なブロック塀とはチェックリストというものがございまして、それによって塀の高さ、控え壁の有無、クラックの状況、基礎の形状等によって判断をしておりますが、町内に無数に存在するブロック塀のうち、古いブロック塀についてはほとんどがこの危険なブロック塀に該当すると思われま。

また、昨年度より3カ年の予定で、県が町内の津波浸水想定エリアを対象に避難路の点検作業を行っており、ブロック塀も含めて、避難に支障が考えられる場所については図面上に情報を載せる作業を行っております。

今後の方針としては、現在作業中の避難路の点検結果と併せて、地区防災計画の策定を推進する中で、ブロック塀取り壊しの重点路線等の検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

検討に入るといことです。

このチェックリストも、なかなか僕見ましたけども、ほんとに分かりやすく、ほんとにいいなと思うがですけども、この地区防災とのやっぱり連絡の、親密にやるということ、連携ということ、ほんとに大事ながじゃないかなと。特に、このブロック塀に関しては僕は思います。

それと、あまりにも危険な、倒壊するということがもう分かっている所は、行政としての強制執行じゃないけれども、もう強制的に撤去できるというような制度でもこれから必要になってくると思うがですけども。

この2つ。地区防災との連携と親密にすること。そして、危険なブロック塀をもう強制的に撤去できるということ。この2つができたらいいいと思うがですけども。

課長、どうでしょう。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、澳本議員の再質問にお答えしていきたいと思します。

2点、ご質問いただきました。

1つは、ブロック塀の対策に対して、地区防災計画の推進の中でやるべきであるというような賛同のご意見いただきました。全くそのとおりにというふうにご考えておまして、やはり地域でどの道を一番住民が避難道として活用するか、そしてどの塀が一番危ないかなということ、地域の方がよく分かっておいでと思します。

また、避難訓練なんかでも実感していると思しますので、そういう計画の中でやはり地域幹線避難道のな

のを地区防災計画の方に明記していただいて、そしてそれに対してブロック塀対策の制度を充実するというふうな制度の方が、町としては現実的ではないかというふうに考えております。

それから、2点目でございますけれど。

特に危険なブロック塀については強制的に撤去をする制度も作ってはというご提案でございますけれど、なかなか個人の財産に対して行政が強制的に執行するという制度はなかなか困難なのが現実でございます。できるだけ個人の負担が要らずに撤去できるような制度を検討した結果ですね、今議会でブロック塀の補助制度。今までは一件当たり20万5,000円という補助の限度額を、こちらの方は30万まで補助できるような制度に改正させていただいて、本議会に予算として提案させていただいておるところでございます。

そういうふうな対策をしながら、ブロック塀の対策については非常に公共性が高いものというふうには認識しておりますので、今後も可能な制度の改革については検討していかなければならないと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

このブロック塀の耐震工事の補助事業、そして住宅耐震の補助事業、2つあるがですけども。

僕、結構その住民の方々と話しながら聞きよったところ、まだ知らんいう人が結構おるがです。この制度を、広報にも載っちゃうろと言うても、えっ、見てないもんとか、あれば字がこんまかったら分からんとか、そういうようなことをよく聞くがです。

できたらですね、ちょっと大きめの紙に、広報と一緒に、何かこう宣伝うか、宣伝じゃないけどもお知らせ。お知らせができないかなとは思いますがですけども。

こういう取り組みをやってもらえませんか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

澳本議員の再質問にお答えしたいと思います。

住民の方にお知らせするというのはほんとに基本的なことでございますので、広報等を目いっぱい使って、できるだけ分かりやすい記事で住民の方に周知、ご紹介をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

まあ、毎月でもかまんけん、これはずっと載せてもらいたいなと思っておりますので、よろしく願いをします。

3番目にいきます。

これは確認事項という形になると思うがですけども、部落内にはほんとに大きな橋から排水口の上にあるような小さい橋まで、さまざまあると思うがです。

この橋、避難道路にもなっていると思うがですけども、この耐震診断、工事はしっかりと行政が把握しているのかどうかということをお聞きを致します。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、澳本議員の1番、防災対策についてのカッコ3、橋の耐震診断、工事についてのご質問にお答え致します。

黒潮町内の町道に架かっている橋、橋梁（きょうりょう）は255橋ございます。この橋の橋梁（きょうりょう）点検を平成26年度から実施しております、これは道路法の改正により道路インフラ現状の中で老朽化対策として5年に一度のサイクルで近接目視による定期点検が義務付けられております。

これまで、平成26年度、27年度の2カ年で82橋の点検を実施しております。現在も平成27年度の繰越予算で27橋の点検委託業務を発注しており、今後も平成28年度から平成30年度までの3カ年で、残りの橋梁（きょうりょう）の定期点検を実施してまいります。

ご質問の耐震診断につきましては行ってないのが現状でございまして、先ほど答弁させていただいたとおり、老朽化対策としての定期点検は実施しております。

次に、工事につきましては、平成25年度の黒潮町橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、平成27年度から4橋の修繕工事を実施しております。そのうち3橋は地震津波時の避難路として位置付けられている町道に架かる橋であるため、耐震補強の設計も入れて落橋防止工事および修繕工事を行っているところでございます。

今年度におきましても1橋の修繕工事を実施予定でございまして、また、修繕の必要な橋梁（きょうりょう）6橋の設計を行う予定でございます。

避難路として位置付けられている橋梁（きょうりょう）については、現地に応じて耐震補強も含めた設計を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

耐震診断は行ってないということですので、できたらそれも早急に行ってもらいたいと思います。

何でもか僕、どうしても万行の話が出るがですけども、万行はこの排水口の、まあ排水口よりか大きいわね。橋がどうしても、橋で逃げんと山の方へ。逃げる道はもうありません。この橋がもし2カ所、3カ所つぶれたら、もう孤立してしまう。そういうことらが部落の中からよく出る話です。

ぜひともですね、黒潮町内、この橋を避難道にしている所は何といっても一日も早く、早急に耐震診断、そして工事を一日も早く行っていただきたいということですので、これは早急に頼みたいと思います。よろしくお願いします。

4番、もう最後にいきます。

公営住宅、改良住宅は耐震構造になっていないということで、昨年の6月、まちづくり課長より報告があったがですけども。一部屋でも避難の場所として耐震工事はできないかということをお話を致します。

中長期的に移転については取り組むということでしたけども、中長期的に言いよったらですね、もうこれはほんとに間に合わんがやないかな。早期的に、もうこのことについては取り組んでもらいたいなということですけども。

まず、その一部屋でも耐震工事はできないかということをお願いします。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、澳本議員の1番、防災対策についてのカッコ4、公営、改良住宅を一部屋でも避難の場所として耐震工事ができないか。また、移転の早期的な取り組みについてのご質問にお答え致します。

一部屋でも避難の場所として耐震工事はできないか、とのご質問ですが。公営、改良住宅はコンクリートブロック造りとなっており、ブロック造りは耐震補強ができないとの結果が出ておりますので、一部屋の耐震工事も基本的にできないと判断しております。

従いまして、やはり建て替えの方向での検討ということにならざるを得ないと考えております。

また、移転について早期的な取り組みができないか、との点につきましても、まずは、万行第1、第2団地の移転について、新庁舎建設後、町財政の状況を踏まえながら進めてまいりたいと考えておりましたが、昨年の6月定例の答弁と重なりますけれども、スピード感を持って進めていかなければならないことは承知しておりますが、担当課としましては、一遍に進めていくということは財政面のことはもちろん、どのような建て替えを行っていくか、安全な高台なのか、生活基盤の現地区内なのか、地元との協議もありますので、計画的な行動を立てながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

万行第1、第2を先にやるということで去年も同じような答弁をいただきましたけども、この公営、改良住宅、まあ同和対策事業で行った改良住宅です。自分の土地を提供して住環境を整えろうということで、先輩たちの運動によってこの住宅は建てられたものです。

それがですね、昭和の南海地震のときに、当時の大方の地域でほとんどの死者は万行だったということがあります。もしも、今度来た南海トラフの大地震が来た場合、この改良住宅のある横浜や万行の人たちは必ずといっていいほど、ここの住宅倒壊によって亡くなるのではないかと、ほんとに危険な場所なんだということを僕はつくづく思っております。

震度6、震度7といった場合、ほんとにすっと外へ逃げることができるかどうかということを考えます。町長も言っているように、揺れたら逃げる、それはもちろん分かっております。しかし、高齢者や子どもがおる世帯。すっとそれが行動ができるかと思ったときにですね、まずできないだろう。それは思うがです。そうなった場合、この住宅に住んでいる人はほんとにもうこのブロックの倒壊によって命を落とすというのが、確率がほんとに高くなってくる。そういう現実があるがです。

やっぱり、この住宅。まあ今になっては、ほんとに町として負の遺産かもしれません。しかし、先輩たちが勝ち取ってきたこの改良住宅を自分たちはやっぱりこれからも残さないかんとは思いますがですけども、これだけ耐震耐震と言っている間はまず無理だろうと思うことがあります。

できらたですね、この改良住宅。どうにか耐震の対策は何かできないか。もし、第1、第2がもう上に上るということで、まあ、それもあと何年かかるか分かりません。そうやってきて、あと、改良住宅になったらまだ10年、20年先かもしれません。けれども、地震はいつ来るか分からない。

そうなった場合、ほんとにこの改良住宅に住んでいる人は毎日不安な日々を送っていることの現実を課長はどう思われますか。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは、澳本議員の再質問にお答え致します。

澳本議員が言われるように、ブロック塀、コンクリートブロックでの造りとなっておりますので、住まわれている方におきましては大変ご心配なところだと思います。

ただ、先ほど答弁でも申させてもらったように、どうしても財政的な面、そのようなことがありますので、順次対応はしてまいりますけれども、再度ですね、情報とかそういうものを収集しながら研究等もしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

一日でも早い、その研究なり取り組みを行ってもらいたいと思います。

それと、万行の避難タワー、ある場所、皆さん分かると思うがですけども。何といっても周りが改良住宅です。必ず倒壊します。そうなった場合、道をふさぐと思います。そうなった場合のときを考えると、行政としてどう取り組みますか。

ほんとに昨日もですね、住宅の人と話したがですけども、必ず崩れるけん、これ絶対、避難道路、避難タワーには行けれんぞということが出るがですけども、どうでしょう。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

澳本議員の再質問にお答え致します。

そういう点についても、地域と協議を進めながら対応も考えていきたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

こういったこともですね、地区防災の組織がありますので、しっかりと行政とその地区、防災の方と連携を取りながら、毎日でも構いませんので連絡を取ってもらおうですね、取り組んでもらいたいと思います。

以上で質問を終わるがですけども、11月、また津波サミットがまた黒潮町で行われるということで、町長をはじめ課長、そして職員の方たちは相当な労力が必要とされると思います。

やはり、このサミットを成功させるということは何といっても第一の目標ですので、議員はもちろん、地域住民、黒潮町住民が一体となって、このサミットを成功させることを祈りまして、以上で僕の質問を終わらせたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（矢野昭三君）

これで澳本哲也君の一般質問を終わります。

この際、10時10分まで休憩します。

休 憩 9時 55分

再開 10時 10分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、藤本岩義君。

3番（藤本岩義君）

それでは議長のお許しを得ましたので、質問を致します。

まず1点目は、震災対策についてということでお願いします。

4月14日21時24分、マグニチュード6.5震度7、16日には1時25分、マグニチュード7.3ですか。震度7の甚大な災害が発生した熊本地震から2カ月になります、もう少しで。この震災に被災された方々にまずお見舞いを申し上げたいと思います。

震災後、連日の情報を受け、昨年見直し策定した黒潮町地域防災計画の点検修正はありませんかということです。また16日未明の緊急地震速報、そして誤報でしたが11時29分の日向灘地震発生の情報も、東南海地震の始まりかと一瞬思ったことです。また、13時23分にはエリアメールや告知端末を活用して町長自ら注意喚起はタイムリーな啓発であったと思います。ちなみに四万十町は、17時47分にエリアメールで啓発がありました。黒潮町の場合はだいぶ早かったと思います。今後もこういうシステムを活用して、防災への喚起を行ってほしいと思います。Jアラートもエリアメールも活用も今回はうまくいっておるようです。しかし通信施設や電気、水道が被災したとき災害時に有効な通信手段として、業務用移動通信アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備というところが地域防災計画の123ページでしたか。載ってるのはたった1カ所のみだろうと思います。前から言っておる井戸水リストも、指定避難所での井戸水の活用等の自活対策ということで少ししか載っておりません。過去の質問でも重要と言われておったのに1行しか記載されておりません。具体的な計画はどのようになっているのでしょうか。

熊本では阪神大震災や東日本大震災の教訓はあっても、実際には相当の混乱があり、水や食料もありながら避難所で必要な量が確保できないとか、小教避難の所が何日も物資が届かないとか、いろいろ問題点が出てきています。熊本地震の教訓を再度検証し、地域防災計画の修正も必要ではないかと思います。

高知県では地震対策の計画強化をする熊本教訓に見直しをすると今議会でも知事が話されておりましたが、黒潮町はどうされるのでしょうか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは藤本議員の震災対策について、ご質問の1点目。熊本地震からの教訓として、地域防災計画の修正に関するご質問でございますけれど、まずその点にお答えしていきたいと思います。

地域防災計画につきましては、災害対策基本法等の改正がある場合等に随時改正を行っております。兵庫県南部地震、いわゆる阪神淡路大震災、東北地方太平洋沖地震、いわゆる東日本大震災発生後にも、災害対策基本法はそれぞれの教訓を受けて改正が繰り返されてきました。今年4月に発生致しました熊本地震からも、住宅の耐震の問題や避難所運営等に多くの課題と教訓が明らかになってきております。

今後、災害対策基本法等の動向を適切に把握する中で黒潮町地域防災計画につきましても適切に改正、改修を行っていきたく思っております。なお、詳細にわたるご質問いただきましたシステムの件、さまざまな防災対策の課題があることは承知しておりますけれど、それらの課題の中から優先順位を付けてですね、具体的な対策に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

今の話によると、国とかからそういう計画の見直しとかいうことなかったら見直さないように聞こえました。

まあ県あたりも早急にやるという計画強化と熊本教訓に見直すということをおっしゃるようですが、計画を。そしたら、地域防災計画でなければどれを見直すのでしょうか。やはり部分的な修正も今回だいぶそれと比べてみたときですね、今度の熊本地震に黒潮町の防災計画を当てはめたときに、いろいろ問題点が出てくるのではないかと。

こういう起きたときにですね、そのことを教訓にやっぱり修正をしていく。こっぴどい変えとかじゃなくてですね、部分的にこの付近の考え方を、こういう防災計画そのものをすっと直せじゃなくてもですね、それに付随してどうやっていくかというような基本的な考え方も含めてですね、やっぱり見直すべきではないかと思っておりますが、その付近はいかがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では藤本議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

今後、国の方は防災基本計画、それから県の方は高知県の地域防災計画の改正をしていくと思っております。県の方の地域防災計画も当然国の動向を見ながらやっていくと思っておりますし、当町につきましても国、県が変えなければ町がまったく変えないという方針は考えてなくて、必要であれば当然変えていきますけれど。やはり計画を作ってもそれが実際できないような計画では意味がないですので、財政的な支援、制度、そういうものも見極めながらやっていきたいと思っております。

現在の計画の中でも、計画の範囲でもですね、現実的にしなければならない課題は熊本地震から教訓としてたくさんございます。その最優先課題としてとらえているのが、避難所の運営マニュアルでございます。そういう具体的な対策を今年度具体的にですね実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

今言われたように、国、県のその補助事業とかそういうものについては、当然そういうものがないとですね、計画に上げてても十分できないと思っております。今の体制の中でできる修正とかいうものがあればですね、やはり今後そのことを早急に見直して統一なものとして、まあ言うたら防災の憲法みたいなものですから、やっぱりそこをきちっと大事にしていくということが大事だろうと思うんです。そのことについては、早いうちにですね、まだ熱が冷めんうちに中身をもう一度この機会に見直すということは大事だと思います。どの付近が不備なのか。そのことが予算がついてないからできないということについては、それはまた別の話ですが、当然やっていくべきことが目に見えてきておる部分もあるかと思っております。それはされますか。

先ほどちらっと一つの例として言ったのは、従前にお話しました、例えば通信のシステムも業務用移動通信、ダンプカーとかそんなのについておる部分との協定やその調査とかいうのはするということでしたけども、そ

ういうのは経費も掛らないわけですし。それから職員の無線従事者の調査、あるいは井戸水のリスト。これもほんの少ししか書いてなくて、指定避難所での井戸水の活用としか書いていません。指定避難所じゃなくてもですね、各集落にあるそのリストを作って、やっぱり皆に公表しておるといのはですね、今から先、特に飲み水やそういうものも大事になってきて、一番水が苦労したようですので、水の確保や通信の確保というのが一番大事になってきます。情報が混乱しますので。

その付近は経費を掛けなくてもできる方法もありますので、その付近は検討していただけますか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では藤本議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

経費が掛らなくて、そして現在の計画の中でも書かれてる部分。それはできるだけ、例えばアマチュア無線であったら訓練とかに参加していただくとか、そういうことも具体的に必要かと思います。できることは一生懸命検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

やはり作ったばあでは何ともなりません。やはり見直しはこういう機会を基にですね見直していくというのが大事なことです。特にそういう計画を、やっぱり見直すことによってきちっとした計画になっていきますので、管理職執行機関会議ですか、その中でも検討して意見を求めながら変えていくということも大事だろうと思いますので、対応をお願いします。

次へ移ります。同じようなことですが、熊本地震では避難所生活が長くなり、余震に怯え車への避難によってエコノミー症候群と健康障害が多く発生していることから仮設住宅の建設が急がれ、各自治体がそれぞれ対応しておりますが、建設開始の遅延が見られる自治体が 15 市町村のうち 7 町村もあるということが新聞記事、5 月の 16 日の新聞に仮設用地準備せずというところに載っておりましたが。その原因は候補地の事前準備を東日本大震災を受け国が全国の自治体に促したが教訓が生かされてなく、仮設住宅の予定地の選定、地権者等関係部署との協議がなされていなかったことによるものです。5 月 24 日の英科学雑誌のネイチャーの電子版にも記載された論文によると、東南海地震のエリアにはひずみも相当できていると報道されておりました。また 6 月 9 日の高新でも、熊本から南海トラフへ、巨大地震広域化の懸念ともありますので、今後やはり避難後の生活を保障する仮設住宅の位置も想定し、土地の確保、地権者との協定等早急しておくべきではないでしょうか。地域防災計画を見てもあまり明らかにならないようですが、黒潮町は計画は大丈夫でしょうか。そのことについてお伺い致します。

今日の高知新聞にも載っておりましたが、県議会の中にも福田土木部長の方が答弁をしておりましたが、県全体では L2(レベル 2) の場合は 7 万 7,000 戸で大幅に不足しておることが記載されておりましたが、黒潮町ではどういう状況でしょうか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは藤本議員の震災対策についての 2 番目のご質問にお答えしていきたいと思います。

仮設住宅に関するご質問でございますけれど、まず応急仮設住宅建設候補地につきましては、東日本大震災を踏まえて、議員おっしゃりましたように、国の方から事前に仮設住宅建設候補地を検討しておくようにという通達がありました。しかしながら多くの自治体の方ではですね、あらかじめ建設用地を選定していくことは難しいという声もございます。そのような中で、本庁ではまず今年度中に完成する黒潮町南海トラフ地震応急機能配置計画で想定される面積と候補地を示して、それをたたき台にして各地域での勉強会および地権者との協議の在り方等の検討を進めてまいりたいと考えております。当然協定等についても、その協議の中でご意見をたまわるといふふうなことになるかと思っております。

それから、通告書にない部分でご質問ございましたけれど、高知県の仮設住宅の必要な面積のご質問でございます。応急機能配置計画を作成中でございますして、その中で黒潮町の住宅の建設用地として必要な面積でございますけれど、23万9,600平方メートル必要と考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

今の話ですと、まだ計画とか協議がなされてないんですかね。

やはり、こればあの津波津波いうことで言うておられますけど、津波が来たらですね大半がもう流れていきますんで、仮設住宅というのは早急に必要なんです。ほんで一番問題に、新聞等でもなっておるように問題になっておるのは、早くできた所とできなかった所の理由というのは、そういう準備がなされてなかったということです。まあ準備がなされたところは比較的早くできてですね、もう既に入居者の募集もしてですね、まあ全部じゃなくてもですよ。本当に危険性のある方たちというか、本当に弱者の方たちを早くはめるために仮設住宅も国の方もごんごん急げ急げ言うてますけど、基になる町村の方がそういう準備ができてなかったためにですね、救えなかった、そこで亡くなった方とかいうことも出てきておりますので。やはり犠牲者ゼロを言いたいよう黒潮町としてはですね、その準備というのは、やっぱり全国でも先にやるぐらいの準備が必要だと思えます。まあ先に準備しておってもその所が合わないということも、それもあるかも分かりません。ですから、ある一定のゆとりを持った場所というのはやってこなくてはならないと思えます。

で、ここの津波が来る浸水区域ではできませんので、それから後ろの、できるだけ元あった住宅に近い所に住みたいというのは、いくら仮設住宅でもその住民の方たちの思いだろうと思えます。できるだけ浸水区域から離れた所で、なおかつ自宅に近い、その集落に近い所に造るとなれば、基盤整備やったら農用地なども活用する必要があると思えます。そのためにはですね、今の制度からいくと農用地の場合にはすっとはできないこともありますので、その付近を農地の所有者とかその雑種地等の所有者の方と十分協議をしてですね、なおかつ、その許認可権を持つ県や農業委員会等も含めてですね、事前協議をした上で地権者の方たちとか、あるいはその地区住民の代表の方たちとやっぱり協定とか、そういうものを結んでおく。これがやはり住民の方が安心感ができるのが一つなんです。

これは先ほど言いましたように、あんまり金は要りません。労力は要るかも分かりませんが、そういうことをしておくことで、いざいうときに早く仮設住宅が建設できる可能性としてあります。当然農地を使う場合には後で元に戻さないけませんので、その付近の話し合いなども事前にしておくことがそのときにばたばたせずくに済むと思えますし。

それからもう1点は、その黒潮町の場合には山間部がけっこう多いですので、山間部の方の仮設住宅も当然、津波だけじゃなくて山崩れや倒壊等によって出てきます。そうした場合に、数戸単位の仮設住宅も必要になっ

てくると思います。それらも含めてですね、各地の地区防災計画も一緒になってですね、その付近を早めに何戸くらいの予定地を造るのか。この付近じゃったら大丈夫じゃなとやっぱり下見もしてですね、早めに準備しておく必要があります。車の中で地震の余震に怯えてですね、生活しておる方たちのエコノミー症候群というのは結構多くてですね、足との部分から心臓の方に血液の塊が来て急に具合が悪くなったというのは、もう本当毎日のようにテレビや新聞報道にされておりました。それを考えると、震災が起きた次のステップとしてすぐに仮設住宅というのが急がれる。安心して生活できる所を構えるというのは、それはもう行政の仕事であろうと思いますので、早急にその付近を県とも調査をした上でですね検討か、農業委員会とか協議されていきますか。これ、どうしても早くしないといけないと思います。

先ほど言ったように、その南海トラフへのひずみも相当たまってきておりますし、熊本地震との関連性もないという学者もおりますし、あるという学者もおります。これは分かりません。分かりませんが、そういうことを指摘されておる以上、早急にしていくなきゃいけないんじゃないでしょうか。そういうとこの中で、もし起きてはならんですけど、熊本の話しよううち完成遅れと。市町村が完成遅れとか、その中の町村に高知県の中でそういう仮設用地が準備せずとか新聞ざたにもならないように。まあなってもあれかも分かりませんが、命を守るためにはこういう指摘がされておるわけですから、早いに構える必要がありますが。

早急にやられますか。このことについては。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では藤本議員のご質問にお答えしたいと思います。

早急に今のことをやるかということでございますけれど。議員もご理解いただいていると思っておりますけれど、相当やっかいな対策であります。

それでその手順というのがやはり必要であろうかと思ひまして、その手順のことを先ほど答弁で申した具体的な取り組みとして、黒潮町南海トラフ地震応急機能配置計画というのを、これは今年の9月までには完成する予定でございます。その中で、仮設住宅だけではなくて死体の安置所とか、さまざまな困難なことがあるんです。それらを町内のどこに配置していくかという、まず計画でございます。

まず配置には必要な面積、戸数、当然必要でございますので。先ほど答弁で少し概要で言いましたので、もう少し必要な仮設住宅の数についてご説明をまずしておきたいと思ひますけれど。黒潮町の仮設住宅の数を出すときに1戸は100平方メートルというふうに試算しております。これは高知県が示す南海トラフ地震応急機能配置計画策定手順書という中で示されてくるわけですが、黒潮町の被災する建物からですね、避難する方の建物からみなし住宅ですね、例えばアパートとか既存の住宅なんかに借れる見込みの数を引いたものがですね、約2,400棟くらい。正確には2,396という数字ですけれど。それぐらいのものが必要だろうというふうに試算されておりますので、その数に合った候補地、その計画の中で候補地をまず決めて。ただ、当然地権者、先ほど議員おっしゃられましたように、農業委員会との調整必要でございますので、その計画をまず全庁的な勉強会を繰り返して、そうした中で地権者さんとのですね協議、できるだけ早く進めてまいらなければならないと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

先ほども言いましたけど、黒潮町で起きておったらこの7町村の中に入ったということですので。やはり津波高34メートルと言われようときですけど、津波だけじゃなくて後の命を守るこの部分もですね、早急にやっぱりすべきです。まあ9月にはそれは出来上がるということですので。やっぱりそういうところが津波だけをやりようとするね、そちらに手が回らないということもあろうかと思いますが。やはり生き延びた方をやっぱり命を守っていくということは非常に大事ですので。この完成遅れとかならないように、すぐに取り掛かれるぐらいの下準備、今言ったように前もっての準備をしておけばですね、そのときにはまたいろいろ問題も出てくると思うんですけども、やっぱり前もって準備しておれば、そういう話ができておればスムーズにいくということがあるようなんです。実際にはそういうことでスムーズにやれて、早く仮設住宅が建てられたこともあるということが前例としてありますので、今後に対応していただきたいと思います。

早急にやっていただけるということですので、お願いします。

次へ移ります。

仮設住宅ではないですけども、各集落にある集会所は何カ所ありますでしょうか。その施設の防災対策はされておりますでしょうか。されてないとすれば、いつ行うでしょうか。

各集落にやれと言ってもなかなか難しいと思いますが、各集落で利用している集会所はいざというときにはやっぱり地震だけじゃなくて、雨季のときにも避難場所になっておる所もあるようですので。住民が抛り所にする場所として集会所を、防災をですね、地震だけじゃなくて防災的な計画を実施する考え方はございますでしょうか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、藤本議員の1番のカッコ3、各集落にある集会所は何カ所あるか。防災対策はされているのか。いないとすればいつ行うのかについてのご質問にお答えを致します。

現在の町内の集会所につきましては、大方地域に39カ所、佐賀地域に20カ所ございます。このうち、黒潮町地域防災計画の中で、地震時指定避難場所として位置付けられています集会所につきましては、大方地域に17カ所ありますが、そのうち5カ所が旧耐震基準で建築されました施設でございます。また、佐賀地域におきましては、10カ所が位置付けられておりますが、そのうち6カ所が旧耐震基準で建築されました施設でございます。

各集会所は異常気象時や地震津波時の避難場所となりますことから、今後、中山間地域の集会所におきましては、避難経路の確保やがけ崩れ対策、また沿岸地域の集会所におきましては、津波による被害を防ぐための高台移転等も必要と考えております。特に旧耐震基準で建築されました集会所につきましては、耐震診断等の上、地元とも十分協議の上、耐震化等を進めてまいりたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

検討いただけるということで、ひとつは安心しますが。

旧耐震のやつで5カ所と6カ所、11カ所ということですけども。耐震の部分でも初期の場合は実質的に筋交いとかいうのが入ってないとかいうのがあってですね、この熊本でも、その以降の分が2度の揺れで倒壊したという建物たくさんあります。特に集会所についてはですね、その基準以上にやっぱり強く造っていただきたいと思いますし。それから倒壊防止対策っていいですか、それもやっていただく。

それから結構サッシとかガラスが多いと思うんですが、その飛散ガラス対策も含めてですね、雨風。風が入ったりすると、建物は丈夫かってもガラスが割れたりしますとそこで避難されている方は非常に寒い思いをしますので、その飛散ガラスの対策とかですね。

それから屋根の瓦でやっておれば、瓦が落ちたり、かやららっても瓦が落ちたりします。その場合にはブルーシートを構えておって、そこでもうそういう対策をしてしのぐというようなことも大事だろうと思うんですが。

そういう細かいところの配慮をしながら、いつごろまでに大体その調査をしながらやられるということでしょうかね。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは藤本議員の再質問にお答えを致します。

先ほど言われました、集会所の筋交いとかサッシの飛散防止、屋根の件でございますけど。当然熊本地震の状況を見ても大切であるということは十分に意識をしております。黒潮町地域防災計画におきましても、この指定避難場所に指定されておる所は耐震化や防災への必要な物資やそういうものの資機材の備蓄を進めていくということも位置付けられておりますので、できる限りですね、早くこの耐震基準ができていない所も含めまして全体的にですね再度現地調査等含めまして、早い時期に対応をしてまいりたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

やはり地域住民にとってみれば、そこがひとつの拠り所になってくると思いますので、ぜひ早急にですね調査をしていただいて、できる対策はすべてやると。普通の耐震構造の家への分とは、住居も大事ですけども、特にそこにはたくさんの方が集まってくるので、その付近を考えながら先ほど言ったガラスの飛散防止とかを含めてですね、町が積極的に働き掛けてやっていくということが大事だと思いますので。補助事業もなんか最近出てきたように聞いておりますので、それらを活用しながらですね対策を行っていただきたいと思います。

次へ移ります。

次は佐賀支所の移転計画はどのようになっているのでしょうかというところです。

佐賀地域住民の拠り所である佐賀庁舎は、新想定で浸水深が 11 メートル、35 分で津波に飲み込まれます。ことになっています。大方庁舎は高台移転が着々と進んでますが、佐賀庁舎はいまだに移転のいの字も聞きません。合併時の協定の項目第 4 にも、対等合併の趣旨を尊重し、両庁舎を同格として位置付けると。これは現在佐賀の支所長の矢野課長の方も十分承知だと思っておりますが、位置付けるとあります。

そろそろ新庁舎の方向も見えてきましたので、次はその付近の方向性を計画を、今すつとやれとは言いません。しかし、方向性はやっぱり住民に対して示すべきだと思いますが。その付近の考え方はありますか。

特にこの地域防災計画の中を見ても、防災の第 2 節のところに防災のまちづくり。36 ページですかね。防災のまちづくりというところの中に、災害に強い市街地の形成というところの中の第 4 番に、庁舎、消防署、警察署等、災害応急対策上必要な施設の津波災害対策については万全を期するものと書いております。しかし全然庁舎の移転とかそういう方向性がこのほかのところでは見えませんので、移転のいの字も聞きません。前回もちらっとこの質問したときも、今後ということでしたが。今後もいつになるのか分かりません。この際、やはり方向性はやっぱり示していくべきであると思いますが、いかがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

おはようございます。

それでは藤本議員ご質問の震災対策につきましての4番目のご質問、佐賀支所の移転計画はどのようなになっているかについて、通告書に基づきましてお答えさせていただきます。

佐賀支所につきましては、平成22年度に耐震補強工事を実施終了致しまして地震対策は完了しておりますが、ご心配いただいておりますように津波のリスクは抱えたままとなっております。地震発生後の津波対策と致しましては、地震災害時に災害対策支部を拳ノ川の保健センターに移すことを決定致しますとともに、情報系の設備を移転したり、保健センターの屋上に太陽光発電設備を設置するなどの対策を進めてまいりました。

しかしながら、佐賀支所そのものの移転となりますと、当然のことでございますが多額の費用が必要となりますので、財政的な面からの総合的な判断も必要となっております。平成26年3月議会で町長がご答弁致しましたとおり、町と致しましては現在、佐賀保育所移転をはじめとする避難空間の整備に全力で取り組んでいるところでございまして、当面、佐賀支所の具体的な移転計画は持ち合わせてございません。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

これは支所長じゃなくて副町長に聞きますが、やはり保育所の話も出てきました、確かに。それはまあ今やりよりも。けど、そしたら次のステップとして佐賀庁舎は考えるんですかね。今なんかその町民にとってみれば、わやにしゆうと思うところもあります。やっぱり佐賀支所というのは先ほど言いましたように、合併時の約束事でもありますし、津波とか震災とかそういうので保育所を優先させておる。このことは当然私も願うところですけども。一定のそのものが出来上がる可能性としてめどがついてきたならば、先ほども言いました、時期を急いでやれとは言いません。けど、やはりこういう方向でやっていきたいという考え方ぐらいはやっぱり示すべきじゃろうと思うんですが、それはどうでしょう。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

藤本議員のご質問にお答えを致します。

これまでも話をさせていただきましたが、支所、やっぱりそのものを浸水区域から高台に上げるというのが最終結論ではないかというふうに思います。その中で高台の用地等ですね、実際に上がる場所等の検討が今現在難しいというところが現実でございます。その中で、先ほど課長が申しました空間的な避難場所の整備、そして災害対策本部としての拳ノ川診療所、保健センターあたりの整備を現在進めてきたところでございます。

ということで、現在のところ、高台移転等のことを持ち合わせていないのが正直なところでございまして、これまで町長が申しましたように、今のところそのようなことを具体的な方策が持ち合わせていないので、ここで方針を述べるできないというのが現実でございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

具体的なことを言わなくてもですね、何年度ごろにはそういう調査やそんなことをしていくというぐらいはやはり示してほしいと思うんですが。全く今のままでいって何ちゃあせんということになってきます。

その付近はどうですか。

議長 (矢野昭三君)

副町長。

副町長 (松田春喜君)

お答えを致します。

何年度というのもですね、実際のところここで申し上げるものを持ってないのが正直なところでございます。まず用地とかですね、そういうことを話されていって協議をされて、こういう場所はみたいな具体的などころでも出ればですね、また前に進むのかなというふうには思いますが、現在のところそういう用地的な解決方法は見つかっていないということが現実でございますので、その時期的なこともここで述べることができないということでご了承いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

新しい庁舎ができることは僕らも反対した覚えはないし、結構な話ながですけども。本当に造る気があるかなと思うて思うがですよ。だから高台の分もやろう思うたらできたわけで。けど急ぐから、こっちを先やったこと、このことも間違いのないことですので、そこは特に問題ないと思いますが。

ただ、佐賀地域の分について、高台の部分は何年度にせえて言いようわけじゃないんですよ。まあ10年なら10年以内にそういう方向を検討しながら造っていくという考え方はあるのかということながですよ。できるできんは分かりません、そら。今言いようように用地の問題もいろいろ出てくると思うし。

造る気があるかないかいうことだけお願いします。

議長 (矢野昭三君)

副町長。

副町長 (松田春喜君)

お答えを致します。

これまでも町長の方でご答弁をしておったようにですね、そういう諸課題を検討していくというふうなお答えに現在のところはなろうかと思えます。ご了承いただきたいと思えます。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

まあ妙にあんまり煮え切ったような話やないき、もうこれ以上言いませんが。

やはり地域住民の拠り所となっておりますので、このことは頭にはめた上でいろんな計画やそんなことは考えてほしいと思えます。

続いて地域医療についての質問します。

佐賀診療所は執行部の努力と聖ヶ丘病院の支援で運営が引き継がれて地域住民の者としては一安心ですが、地域医療充実のための医師との懇談はどのように考えておられるか。

前から僕は言ってますが、やっぱり医師との懇談っていうのはうんと大事だと思います。そのことをどのように考えておるのか。まあ法人管理ですので対応は大変かもしれませんが、地域医療の充実の方向性とか。これは教育長の方に聞いたらええかも分かりませんが、学校医おらなくなっておりますので、学校医とか保育所の健診をやるときの医師の指定とかですね。それとか、近くにもう医療機関ありませんので、住宅の整備とか不在時、夜間の対応とか。その付近も十分、今後、今はできなくてもですね、いろいろ話をしていく中で対応していかないかんという部分であろうと思うんですが。

その付近はどのように考えておられますか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは藤本議員のご質問の地域医療についての1番目のご質問について、通告書に基づきましてお答えさせていただきます。

新しい佐賀診療所は医療法人祥星会様が新井哲郎医院長をお迎え致しまして、5月16日から医療法人祥星会佐賀診療所として開院していただいたところでございます。

ご質問の地域医療充実のために医師との懇談はどのように考えているかにつきましては、大変デリケートな問題でございます。この問題につきましては医療法人祥星会様も大変気をもんでいらっしゃいまして、荒井先生のご意向等もお伺いしながら、当面は診療に専念していただきたいと考えておられるようでございます。

議員の言われることも十二分に理解しているつもりでございますが、町と致しましても当面、医療法人祥星会様のご判断を見守りながら静観してまいりたいと考えているところでございます。何とぞご理解を賜りますようよろしくお願い致します。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本勝君）

それでは藤本議員の、学校医の関係についてのご質問にお答えを致します。

現在学校医につきましては、佐賀小学校、それから佐賀中学校につきましてはですね、医療法人祥星会様の方にですねお願いを致しております。それから、伊与喜小学校と拳ノ川小学校につきましては、拳ノ川の診療所においていただいた際にですね、対応をしていただくということに致しております。保育所についてもですね同様でございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

確かにこの問題はシビアなところがありますので、なかなか難しいところはあると思います。

しかし私が言いようのは、そういうところをクリアしていくために、話し合いを、どういう形で望んでいきようかということ聞きようがです。話し合いをしていくということが大事ながです。やっぱり副町長以下、地域住民課長と健康福祉課長等含めてですね、3人でペアを組んで町内の医師とか歯科医師、その付近の話を

進めていけるようにというのは私何回も言っています。それはやはり地域医療を守っていくことになってきますので、その付近はどういう考え方でいきようかということです。

保育所医と学校医のがは解決されたようで、この付近も同じことながですよ。そういう問題を抱えちよつたら前もってやっぱり話をいろいろしながら、その場で解決するとは誰も思うてません。やはり話をしていくことが一番重要ですので。今さっき言うたようなことを踏まえながら、話をやっぱりしていく、コミュニケーションつくっていくことによって信頼関係が出来上がって、医療も落ち着いてきたらですね、またそういう相談もしながらやっていくということを言いようわけです。その条件整備もやっぱりいろいろ話の中で出てくるかも分かりません。そうしたときには条件整備もしていけないきませんので、そのことを言いようがです。

それはどうですか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

藤本議員の再質問にお答え致します。

院長の新井先生は大変お静かな方だとお聞きしておりまして、あまり大勢の方を前にしての懇談を好まれる方ではないともお聞きをしております。また、先生は都会でお暮らしだったとも聞いておりますので、地域の風習などに溶け込むためにも一定の時間が必要ではないかと考えておられるようでございます。いずれに致しましても、先ほどご答弁致しましたとおり、この問題につきましては医療法人祥星会様も大変気をもんでいらっしゃるしまして、新井先生のご意向等もお伺いしながら、当面は診療に専念していただきたいと考えておられるようでございます。

話し合いをというご質問でございますけども。なかなか明言できるものではございませんが、医療法人祥星会様のお考えをお聞きしましても、最悪の事態にならないためにも少ないこともですね、まあ1年程度は温かく見守っていただきたいというように考えておられるようでございます。ご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

誰もがやっぱり、せっかく来ていただいた先生ですので大事にしたいし、無茶なことを言いようわけじゃないがですよ。そういう中でいろんな問題点が出てくると思うがですよ。そういうときをその問題を放置しておいたらいろいろ後で大変ですので、だからそういうことがないように話す機会をしょっちゅうつくってですね、そういうところでざっくばらんな、まとまった話とかおっこうな話を言いようわけじゃなくて、気軽にそういう付近を話できる方だろうと思いますので、それはやっぱりしていくということが大事じゃないかなと。

ちらっと出向いていって副町長のあたりが、その問題点がないろうかとかいう聞くぐらいのことはできるがじゃないですか、副町長。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

藤本議員の再質問にお答え致します。

先ほど私がお答弁させていただきましたのは、地域の方たちとのご懇談というようにちょっと理解しており

ましたが、私ども職員との懇談ということでございましたらですね、それは定期的にとということではございませんけども、一定の、頻繁にとというかそういう形ではですね、やっていきたいというように考えております。どうぞよろしくお願ひ致します。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

やっていただいておりますということですし、今後も副町長も含めて健康福祉課長も含めてですね、やっぱりそういう機会を話の中でやっぱりいろいろ出てくる問題もあろうと思いますし、町に対しての要望も出てくると思いますし。その付近を踏まえてですね、町がきちっとその立場も含めて理解をしていくということは、話さな分らんわけですので。やっぱり今後も、ほいたらそういうことでやってほしいと思います。

また、これは前の講演会のときに言っておって、パンフレット見よったら土曜日には診療内科が併設されるということを書いておりました。結構な話で、今まで初めてだろうと思います。特に今の時代にマッチした部分もあると思うんですが。

職員のメンタルチェックというんですか。これも今年の 11 月ですか、そこまでにまとめないかんことになってますが。その付近はもうケアも含めてですね、町内の先生らに相談をしておいて、職員のそういうメンタルヘルスケアの方もお願いしていくとかいうこともあればですね、土曜日のその診療内科も充実していく部分もあろうと思いますし。

その付近らは話の中でよね、やっぱりお願いできんとかそういうのはどうですか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

藤本議員の再質問にお答え致します。

土曜日の診療につきましてはですね、主に痴呆の関係のですね予防であるとか、あるいはならないためのいろんな手だてとかそういったことをですね、予約診療でまあ大体 5 名の方を基準に、先週の土曜日から実施しております。聖ヶ丘病院の副院長が今月はずっと来られるというようにお聞きをしておりますけども。そういった形でのですね、診療は今後も続けていただけるというようにお聞きをしております。私どもそのことについてはご期待をしているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

職員のメンタル的なことのご質問があったかと思ひます。せんだってからですね、もう 1 年近くになるかと思ひますが、聖ヶ丘病院のですね心理療養士の先生にはですね、職員に毎月 1 回日を決めてですね、相談等を継続をしてございます。そういうことも聖ヶ丘病院の方にはですねお願ひをしているところでございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

やはりせっかく、心療内科というのは当然その認知症もありますけど、専門はやっぱり心のケアですので。心の健康とか、そういう精神面含めてやりますので。その付近は、今聞いたらその関連の方が来られておるといことですので、まあその付近も一緒に含めてですね、やっぱりこれは有利なことですので。こちら診療所に先生も来られるということは、ほんでそれらをうまく利用してですね、職員のその具合が悪い方が結構、5、6人いつもおるように聞いております。その付近も含めてそれを少のうにすることが、町のその行政にとってプラスになると思いますので、話も含めながらそういうところも相談しながらやっていただくということは大事ですので、大いに話し合いをしていただきたいと思います。

これは終わります。

続いて拳ノ川診療所のことですが、拳ノ川診療所も早く常駐の医師を迎える努力をしているとは考えます。その経過を伺います。どういう形で今やっておられるのか。また、医師を迎える体制は十分であるか、ということ。

常駐医がいなくなってから5カ月たち、国保連合会や関係機関にどんな活動というか働き掛けをしてこられたのか。現在は、医療センターの先生2名、それから幡多医師会の先生、医師会長にもお世話になってますし。6月からは幡多希望の家に今度赴任された先生も来ていただいて、4人の先生にお世話になっており運営されております。このことに甘えることなく、具体的に行動された内容を報告をお願いします。

全国国民健康保険診療施設協議会のホームページにも募集については連動されておりますが、そこを見てもPR不足ではないかなと思います。担当者も前の係長のままですし、本腰募集しているのか疑われます。ここには支所長を責任者として載せるべきだと思います。ホームページに載せたら終わりではないと思います。四万十町は、ちなみに管理職の事務長をホームページに載せてます。やはりそのところでは責任者がある程度決裁できる者をやっぱり載せておって、そこと直接話ができるような体制をつくっておくべきです。

導入医療設備といいますか、その中にも見ますと、導入医療設備にもいろいろ器具を書いています。レントゲンとかですね、自動分包機とかいうのも書いてますが。

この前せっかく議会の方に急に提案されてまして、購入した高性能な超音波エコー装置、400万ちょっと掛けて買うたと思うんですが。それらはですね、非常に性能の高い機器ですので、やはり医師をこちらへ招致するときにはですねその付近をきちっと記載しておればやはり来ていただくときにですね、そのことがやっぱり一つのきっかけになる場合もあります。PR用に使えます。黒潮町はへき地診療所にもこの高性能な機器を準備して、待ってますよということになると思います。

また以前にも述べましたが、体制的にも選任の事務長といいますか、それを置きご協力いただいております先生方の、現在も協力していただいております4先生の方と調整や募集対策も進めていくべきと考えます。先に常駐医が決まったときに異動配置ができないかということで話したら、人事異動の時期も過ぎておりましたのですぐには難しいということでしたけども。人事異動の時期も過ぎても、いまだにまだ配置がされておられません。いろんな形でやはり受け入れ体制側の姿勢を見せるべきだと思います。

住民は地域医療を行うホームドクターとなるべき常駐医を強く望んでおりますので、その付近の考え方を聞きます。

議長 (矢野昭三君)

地域住民課長。

地域住民課長 (矢野雅彦君)

それでは藤本議員の地域医療についての2問目、拳ノ川診療所も早く常駐の医師を迎える努力をしていると

考えるが、その経過を聞く。また医師を迎える体制は十分かのご質問について、まずは通告書に基づきましてお答えをさせていただきたいと思います。

町長からの行政報告にもありましたように、拳ノ川診療所につきましては松村先生が1月31日に退職された後、前任の地域住民課長が当面の課題でございます医療の確保に向け奔走してまいりました。具体的には医師会や県に要請し、幡多医師会、高知医療センターとの調整を繰り返す中、幡多医師会長の木俣先生、そして高知医療センターの澤田先生にご支援をいただけることとなり、代診による予約診療ではございますが現在の体制が出来上がったところでございます。また、私もこの4月1日の地域住民課着任以来、現在までその大部分の時間を佐賀診療所の開設に忙殺されてまいりました。このことにより、誠に申し訳ありませんが、拳ノ川診療所の常駐の医師を迎える努力をしていくことまでは手が回らなかったというのが実情でございます。

医師を迎える体制と致しましては、町長を筆頭と致しまして、副町長、地域住民課長の私、そして健康福祉課長の3名による中核体制を取って、連携をしながら対応をしていくこととしております。先ほども申し上げましたが、佐賀診療所の開設のための業務が膨大であったため、しばらくの間は佐賀診療所の開設に向けた取り組みが主体となっておりますが、この6月議会終了後は、まずは町内の医療機関から医師確保に向けた情報収集を行い、国保連合会や県の医師確保育成支援課などのほか、医療再生機構等も含めて医師確保に向けた情報収集を行っていかねばならないと考えているところでございます。

また、こうした情報収集はあらゆるつてを頼っていかねばならないとも思っているところでございます。拳ノ川診療所に常駐の医師を迎える努力につきましては、町職員としての経験豊かな藤本議員からのご指導もいただきながら、本議会終了後鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞご指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上、藤本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

答弁漏れがあると思いますが。答弁漏れ。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

すみません。まずは通告書に基づきましてお答えさせていただきましたので、答弁漏れにつきましては再質問で個別にですね、できれば1個ずつお願いできればと思っておりますので、よろしくお願い致します。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

質問してますので、大まかには言いますけど、細かいことまで全部書きませんので、その質問に対してのやっぱり答弁は再質問では言わずにその場でしてほしいと思います。

何遍も言わしたら私時間なくなりますが、ホームページの関係。ホームページに載せよう関係ね。それから、職員の異動体制でそこにおらんと、医師が今4名の方、医療センター含めて4名の医師が来てますので。そのいろいろ医師の場合には個性もありますし、いろいろな考え方もあると思うんですが。そういう調整も必要だと思います。その付近も含めてですね、どうかなど。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは再質問にお答えさせていただきます。大変失礼を致しました。

まず最初ですね、ホームページの関係でございますが、国診協と略して言われておりますけども、国診協のPR不足ではないかとか、ホームページの中に適当でない時事と違う文があるじゃないかとかいうことでございましたが。実は私も昨夜ちょっと気が付きまして、担当の方にもちょっと誤ったところについては修正をするようにと指示をしております。あと、エコーの機械についてのPRとか、そういったことについては今後検討していきまして、ホームページの方にも掲載をしていくように努力してまいりたいというふうに思っております。

あと、残りの先生の関係につきましては、副町長の方からお願い致します。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

藤本議員の体制につきましてお答えをしたいというふうに思います。

勤務体制のことでございますが、このことは現在のような体制になったのが常勤の勤務医がいなくなったときから、予約診療を始めたときからこういう体制になっておるといふふうに認識をしております。また、6月から山本先生もですね、空いていた金曜日に来ていただくようになりました。そういう関係で、今診察がないのが水曜日というようなことでございます。かなりの曜日のところでですね診療をしているというような状況にもなっていてございます。そういう体制づくりに今まで奔走してきたというところでございます。

そして体制につきましてもですね、松村先生がおられた6カ月、半年の間もですねこの体制で行ってございました。ですのでその半年のこともですね分析しながら、また業務量につきましてもですね、患者数等も考慮してですね今後体制についても検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

そらあれじゃないですか。やはりこの前指摘したのは前になりますけど、担当者が兼務でやりようといういろいろな問題があるから、体制をきちっとしていくということが大事ながですよ。当然その松村先生との問題を起こしてもやっぱり体制がきちっとできてないからやっぱりいろんな問題も起きたと、私は感じてます。そうするとですね、やっぱり体制をきちっと整えないかん。その時期というのはですね、あのときにまだすぐ人事異動はできないということでしたけども、4月を迎えています。だから本当にその拳ノ川診療所の常駐医を含めてですね、そういう重要な問題があるときに、そこを兼務で保健センターの方の職員を兼務でやるというのは無理にあります。私もときどき夜遅く帰るときに保健センターを見ますけど、結構電気がついてですね遅うまであれぐらいの部署でもやっています。それはね、このままではいくと非常に問題も出てくあせんろうかと思うてます。やはり医師が、なおかつ1人の医師がやりようがじゃなくて4人の医師がやっていますんで、その調整も大変なものだろうと思います。そうなるそこにおらないとですね、調整もできなくなりますし医師募集の大事な時期ですので、それは早急にやっぱり対応していくべきじゃないかなと思います。そこが、町が示す姿勢です。対外的に。それを前から言いようがです。今は募集に対しての体制は3人がスクラム組んでやりよう

ことですので、本当にやってもらいよったらその付近が一番分かるがやなかなと思うがです。

それはどうですか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

現在のところ、これまでも申し上げましたけども、臨時的な業務が町の中でかなりございます。そういう全体的な職員の配置につきましても職員とかなり協議をしましてまいりました。それも含めてですね、考えていかなくはならないというふうにも思っております。

そして現在、経験をしておりました職員等ですね臨時雇用、そして嘱託に切り替えての配置、事務的な人の配置等も検討して、今配置をしております。そういうことも含めてですね、その松村先生のいた常勤でいたときのことを分析しながらですね検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

人数的には充実しちょうかも分かりませんが、その分は、けど責任を持っていくというのは、それはもう正職員やないとできませんので、ここがやっぱり問題ながです。ここをきちっとしてないと、やっぱり募集にも力が入りません。課長だけに募集というのではなくてですね、そこで、普段日ごろにその4人の医師来てますのでそこで情報収集も含めてですね、やっぱりそういうことをやっぱりやっていく。前の村越課長もあこでいっとき座ったこともあります、受付で座りよったこともありますけども。そういうことも含めてですね、やはり状態を見ながら早く対応をしていくべきであろうと思います。そこはやっぱり見られてますんで。

で、国保連合会との連携もしゆうということですけども、ある所から入った情報によりますと、黒潮町は本当に医師を募集を本当に思いようろうかというようなことも国保連合会のあるつてからも聞いてきました。これは非常に残念なことだと思っております。その姿勢がやっぱりいろんな形でそういう募集をしていただくところにも映るわけですから。国保連合会も早く行ってですね、募集の要請も何度かしていくということも大事ながです。その付近がどうも、あまりにもなめちよらせんかなと。命を守る診療所をなめてないかなと思えます。本当に募集していく考え方が本腰あるがやったら、それなりの体制というのは必要です。

どう思います。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

国保連合会の方もですね、松村先生退職の時期、そしてまた所長の異動の時期等々にお問い合わせに行ったことのでございますので、向こうがどういうふうに取りれたか、こちらもちよつと分からない状況でございます。

そして体制につきましてもですね、実際に兼務となつてございます。医師募集、そして医師の体制等につきましては先ほど課長が言いましたように、町長を筆頭に副町長である自分、そして3課の課長、所長がですね中心になってそこらあたりはかなりの部分を担っておる現実もございまして、係長の負担にならない部分、自分たちが動いていく体制もできているというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

私言いたかったのはね、やっぱりそういう所へ積極的に何遍も行きようことによって、相手側の方は本当に困って何ともならんと思うちようことが映るわけですよ、行動で。やっぱりどう思うてもらいかいうことも大事ながですね。ほんでそのことを言いようがです。ぜひ3人がペアを組んでですね、やっぱり早くやってください。

来ていただいております医師に対しての対応もですね、やはり今度来ていただく山本先生は全く民間の所から来られるわけですので、そうした方たちの保険とかですね、そういうことらもやっぱりこう細かいところに気を配りながらやっていかないかんと思いますが。

その付近はどんななってます。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは藤本議員の再質問にお答え致します。

ただ今の保険というのはですね、例えば通勤途上とかそういったことではないかというように理解しておりますが。その点につきましては現在検討をしております、ほかの近くの診療所なんかの事例も今調査をしておりますですね、それに基づいた方向ですね実施をしたいというように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

やはりそういうのもやっぱりこてこてに舞いようわけですよ。やっぱり早く、センターから来る場合にはもうその職務で来ますんでかまんと思うんですが、そういういろんな種類があります。体系にも。だからそこにやっぱり事務はおってですね、きちっとしていくべきだというのが私の言い分ながですよ。それはやっぱり考えてほしいと思います。いざものがあってから困ったら、ああ、拳の診療所は駄目だということになってきますんで。そこはしっかりと腹の中はめてですねやってください。

それから、ホームページの方にも医療器具のは今度の新型エコーの分を載せるんでしたら、型式も含めてですね、拳ノ川診療所にはこんなエコーの機械もありますよということはきちっと宣伝してください。それはお願いします。

それから体制は本当に大事ですので。体制ができていないのに募集しよう気心が知れませんが。それは早くお願いします。

住民の方はですね一日も早く常駐医を求めていますので、お願いしますね。

議長（矢野昭三君）

一般質問の途中ですが、この際、午後1時まで休憩します。

休 憩 11時 25分

再 開 13時 00分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

藤本岩義君。

3 番 (藤本岩義君)

途中で止まりましたのでうまくいくかわかりませんが、続けて質問させていただきます。

午前中の質問のときも言いましたが、本当に住民の人は常駐医を希望しています。それから、国の方は医師も今度多なっただけで医学部の卒業を少のうにしようとしておる時期ですので、早めにやはり医師の確保というのは本腰はめて取り組んでいかんと難しいと思いますので、今後努力をしていただきたいと思います。

続いて、情報基盤整備について質問をします。

5 月 1 日からの何度目かの正直で愛媛朝日の放送が始まりました。担当課は他に言えないような苦勞もあって大変だったと思います。本当にご苦勞さまでございました。これをきっかけに、加入促進を図っていく必要があります。今後の戦略はどのように考えておられるのでしょうか。

6 月号広報には半ページに Q&A 形式で掲載されていましたが、ホームページやチラシ等、加入促進のキャンペーンをしませんでしょうか。保護記録によると、工事費等の免除規定は 29 年の 3 月 31 日までに変更になっておりますが、今から始めてもますます期間が短くなっております。早く 4 局目のお知らせを大々的にやっつてですね、加入促進を進めていく必要があると思いますが、どのように考えておられるでしょう。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

それでは藤本議員の 3 番目のご質問、情報基盤についての 1 点目、愛媛朝日放送開始に係る加入促進キャンペーンに関するご質問にお答えしていきたいと思ひます。

まず最初にご確認をお願いしておきたいのですが、愛媛朝日放送の黒潮町ケーブルテレビでの放送につきましては、5 月中はあくまでも試験放送でございました。正式には 6 月 1 日からの放送開始となっておりますので、まずはご確認をよろしくお願ひしたいと思ひます。

この件につきましては、広報では 6 月号より掲載を開始して、その後しばらくは掲載を続けたいと考えています。チラシ等につきましては、費用対効果について検討中ではございまして、黒潮町のホームページには間もなく掲載をします。

具体的なそのほかの加入促進対策としては、町内の電気商業組合を通じて、町内電気店に視聴用のテレビと加入者申込用紙等一式を常備していただくように交渉中ではございます。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

今からやっていくということですが。

4 月の下旬から試験放送を始めてると思うんですが、問い合わせ等は、反響はどうでしょうか。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

では藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

反響についてどうかというご質問でございますけれど。統計的なデータというのはまだ取ってないので数字

的に分からないんですけど、住民の声からは、放送始まってよかったと。待ちわびていたというふうな声をお聞きしております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

やっぱり反響があるうちに、新しいうちにやっぱりキャンペーンというのは大々的にやりながら早く加入促進をしていただきたいと思いますので、より一層の努力をしていただきたいと思います。

これについてはこれで終わります。本当にご苦労さまでございました。

2 番目に移ります。

佐賀地域の AM ラジオの不感地帯対策はどこまで協議がなされているのでしょうか。

これは24年の9月議会に、高知新聞記事の話題というところの中に微妙な夜を紹介しながら質問致しました。その記事によりますと、同年の8月31日、黒潮町の海岸線を走っている高知新聞の記者だったと思いますが、携帯でフィリピンの津波警報といいますか注意報が鳴ったので、頼みのラジオをかけたが途中で途切れ途切れの情報で不十分の道中であったことが書かれております。そのときと情勢は少し変わっております。携帯も大半がスマホになり、高知放送はラジコ、NHK はらじるらじるで聞けるようにはなっていますが、災害時に特に有効なのはAM ラジオの放送です。

そのときの答弁では、佐賀地域での AM ラジオ難聴は承知している。経費も掛ることから検討したい。町長は担当職員と協議をし、いかなる手法が可能か検討するとのことでした。その後の対応はどのように進んでいるのでしょうか。

安芸市辺りはですね、こんなパンフというか冊子を作っておきまして、ラジオが聞けるプランというのをもう既に難聴地域の調査をしたデータをまとめながらいろいろ対策を講じておるようです。まあそこよりか確か私、先言うたと思うんですがですけども、どうもちょっと遅いのではないかなと思ってます。

ほんで、黒潮町もこの不感地帯の調査をしておると思いますので、どのように計画をし交渉しておるのかお伺いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは藤本議員の情報基盤についての2点目のご質問、佐賀地域への AM ラジオ不感地帯対策に関するご質問にお答えしていきたいと思っております。

まず、ラジオ放送事業者とはこれまでも交渉を行ってきまされたけれど、残念ながら新たな置局は今後も予定がなく、インターネットラジオ放送、いわゆるラジコ等で代替をしてほしいというのが見解でございました。従って、今回のご質問に対してはですね、新規置局の設置を求めるものではなくて、告知放送端末についての AM ラジオ放送の提供を受けることについての答弁をさせていただきたいと思っております。

告知放送端末を使って放送提供を希望する放送対象となる県内ラジオ放送局は、NHK が2局、高知放送が1局の、計3局だと想定しております。

入野センターに設置の告知放送主装置の改修を実施することで、すべての告知放送端末に対して、AM ラジオ放送音源を FM 波へ変換し有線放送を行うことが可能となります。ラジオ放送事業者への再放送同意申請手続きに関しては、特に問題なく許可が下りるであろうと予想しております。

ただ改修に要する概算見積をしてみましたところ、143万ほど改修をするのに必要となっております、国、県のこの事業に対する有効な補助制度が今のところないために、予算化が厳しいものではないかと考えております。

担当部局と致しましては、災害時の有効な情報入手手段として、また、昨年度より運用開始した臨時災害放送局機器の災害時運用の受信機としても、避難施設、避難場所への告知放送端末の事前設置と併せて、整備の実現をしたい事業であるとは考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

そしたら、電波はあきらめるということですかね。

先ほどおっしゃられた告知端末へののがは私も提案をしましてし、取りあえずの処置としてはそういうことも可能だと思えますし、必要であろうと思えます。ただ、国の方はですねラジオ放送の難聴解消のための中継局整備事業の推進に関する電波利用の活用に関する課題と論点ということでまとめてですね、国の方はそういうことについて支援をしていこうという考えもありますし、そういうところの力を借りてですね、やはり放送局の方に話していただく。

それからもう一つは、総務省は2013年の9月にですねV-Low（ブイロー）、つまりデジタル放送になったテレビの下のローチャンネルのところをですね、マルチメディアの放送および放送ネットワークの強靱化にかかわる周波数の割り当ておよび制度整備に関する基本的方針というのを定めてですね、この方針に基づいて、難聴地域とか外国の放送が混じる所についてはAMラジオ放送を補完するFM中継局を制度上整備していくという基本方針作って、もう既に高知ではですね90.8メガヘルツの高知放送のその難聴地域に対しての放送が許可になっております。四国通信管理局によりますと許可になっております。そういう部分を早めにこういう資料も作って交渉していく。データとしてもまとめてアピールしていくことも大事やと思うし。

高知放送だけじゃなくてですね、NHKも入らないんですよ。NHKに対してもやっぱり言うていくということも大事やと思えますが。

NHKの方には何回行きましたか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

NHKに何回行ったかというご質問でございますけれど、今まで区域外放送の件を中心に民放と交渉してきて、NHKの方に特にこのことだけに限ってですね交渉した経過というのは、回数的にはほぼないのではないかと思います。

ただ、NHKの方と会う機会がありますよね、いろいろな放送の関係。そういうときに情報を探っておくというふうなことでございます。今のところはそういう状況でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

朝日テレビも苦労したとは思いますが、ラジオも同じことながですよ。やっぱり国の方もその防災上必要な

放送ということは分かっていますんで、少なくとも最低限 AM 波が地域に一波はひいておる。それはNHK、民放がかかわらずです。だから、民放がかなわなければNHKのAM放送を働き掛けるとか、そういうことが大事だと思うんですが、その付近は今までやってないようですので、NHKあたりに交渉していくと。

それから、どうしてもAM局ができないのであれば、今言ったV-Low（ブイロー）のマルチメディアの対策を活用するとかですね、そういう方法はどうです。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは再質問にお答えしたいと思います。

今まで得た情報では、NHK 民放を通じて置局の見通しが立たないと今認識しておりまして、ただ情報はこれからも取り続けていきます。もし現実的に置局というものができれば、それは努力はしていきます。国の方針は方針としてあるにしてもですね、実際、放送事業者がそこに置局をしてくれるかしてくれないかというところが課題でございますので、そこは今後もいい情報があればつかんで、対策ができるものであればしっかりと対策を検討していきますけれど、今得てる情報では、置局の見通しが立たないです。立った情報がありませんので、今まで申し上げた答弁になっております。

だから、事業者の方の言い分としてはですね、最近の技術として進歩してきたインターネット、スマホとか携帯を通じたインターネットのラジコとかいうサービスを新たに展開しておりますので、代替としてそちらを使っただきたいというふうなことをおっしゃりますので、なかなか難しいとでございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

ラジコの場合にはRKC高知放送入ります。時々徳島が入ったりしますけど。らじるらじるの場合には、やはり大阪しか入りません。東京、大阪、仙台、名古屋ですかね。だからNHKの場合にはそういう近くのローカル局が入りませんので、NHKと話すときにはそういう条件が整ってないと。そんで、この周波数帯のFM放送の上部の周波数帯使うというのは、そういう入らない所に、しかもアンテナが作りにくいような所とか、雑音が多い所とかに活用できます。どうしてもAM波ができん場合にはこれを活用する方法も考えられますし、国の方もそういう計画でいってますが、それを考えることはできませんか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

民放はさて置いたとしても、NHKの方と整備の計画が考えられないかという質問だととらえましたけれど。NHKに対しては確かに民放と立場も違いますので、その件に関してはこれからもNHKの方との機会を見つけて、どういうことがNHKとしてできるのか情報を集めてまいりたいと思います。

実際、電波受信の状況というのは30カ所に及んで細かく調べておりますので、町内の電波状況というのは把握しておりますので、それを基にNHK側にどれぐらいのことが言えて、どれぐらいのことが実現可能か状況を探りながらですね、少し調査もしてみたいと思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

せかく調査もしてますんで、この中には不感地帯らも全部安芸市は作ってやっしょうがですよ。やっぱりこういうデータを基にですね、こういう資料を持ちながら要請していく。NHK であり、民放であり、やっぱりそういうことをしないとですね、ただ調査をしちょうがじゃなくて調査をせかくしちょうがやったらこういうように取りまとめていただいて、ラジオが聞けるプランを作りましたと、こういう方法でぜひこの所にお願いますとかいう方法はよね、やっぱりやっていくべきだと思います。その方が強いと思いますが。

こういうがを作ってやっていますか。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

では藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

私、先ほど 30 カ所と言いましたけれど、129 カ所で調査はしております、NHK がどこが聞こえて聞こえないか、民放がどこが聞こえないかということ調査しておりますので。既にその他の市町村のデータそのものはそろってますので、それを使って放送事業者に対してどういうふうなことが有効か、これは担当部署でまた掘り下げて、議員のご質問のように検討はしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

このラジオの AM ラジオというのは本当にいろんな面で役に立ちますし、災害時には一番、東北の地震のときもですね 7 割の方がこれを活用したと。テレビは映らないのでラジオを活用したということです。

非常に津波が来るこの黒潮町にとってみれば、その不感地帯、特に一番高いといわれる佐賀地域の所はですね非常に有効なものであると思いますので、その付近も踏まえながら通常の不感地帯解消じゃなくて、そういう震災対策も含めてですね要請をしていくという、ある意味の強みがあります。津波高の高い所ですので、そこを話の中にはめながらこういうラジオが聞けるプランでも作ってですね、やはり交渉していくということが大事ですので、そういう努力をしていただきたいと思いますし、町長の方もそういう形で前のときにあらゆる方法を担当と検討すると、していくということですので。今までテレビのがで大変忙しかったことは承知してありますが、次はこのことをやっていくことによって地域住民のですね安心感を与えることになりまして、特に高齢の方などは、ラジオを雑音ながらも聞いておるといふことがあると思います。この私が質問始めたのも、その高齢の方からですね非常にラジオが雑音があつて入らないと。ラジオを楽しみにしながらのんびりしておるといふ方もおましてですね、そういう方たちのために入らないというがが当たり前じゃなくて入るのが当たり前ですので、放送の目的というのはそういうことになってますので、そこをやっぱりどう交渉してくかというところですよ。

副町長、町長今日はおりませんが、町長は前回そういう話でしたけども。副町長も含めてですね、町のひとつの強い要望事項として防災上も含めてですね、副町長らも高知へ行ったときに何度か寄っていただくとかいう方法は、こういう資料もなければいかんと思いますが、資料を指示して作っていただいてですね、交渉していただけますかね。

議長 (矢野昭三君)

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

担当課長の方から申しましたように、これまでラジオ放送事業者と交渉した結果がですね、地局の予定がないということで別の告知端末の放送のことを検討してきたということであるようにございます。

安芸市の事例等も見さしていただいでですね、今後無線の方、放送局の方等の要望につきましても検討をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

ぜひですね、もう既にこういうがでひとつ出し抜かれちゃうかも分かりませんが、置いていかれんように。どっちが先着くかそれは分かりませんが、着かんかも分かりませんが、やはりデータとして公表しながらその心情的なものも訴えていくということも大事だと思いますので、遅れてでもですねこういうのは整理してごんごんやっていただきたいと思います。

それでは次に移ります。最後ですが、町史についてですけども。

現在編集しておる町史の進ちょく状況というのを教えていただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは藤本議員のご質問の、黒潮町史編さんの進ちょく状況についてご説明を申し上げたいと思います。

黒潮町町史の編さん作業につきましては、平成 26 年度に着手をして、本年度末までに完成の予定で編さん作業を継続しているところでございます。

この間の作業についてご説明を申し上げます。

まず 1 年目である 26 年度には、編集方針、目次構成案、執筆要領案を確定をし、資料の分類と整理をした上で執筆方針を決定を致しました。この間は資料の収集と整理が主な作業になりました。

2 年目であります 27 年度から本格的に現行執筆を開始をする一方、補足資料の収集を行いました。できた原稿につきましては、編集委員会において原稿内容の精査と校閲を行いました。

最終年度である本年度の予定につきましては、7 月中には原稿を入稿をし、11 月までに初稿および再校ゲラの校正、1 月までに通しゲラの最終確認を行った後に、当初の予定どおり 3 月末までには印刷製本をもって完成の予定と致しておるところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

町史編さんは順調に進んでおるようですが。

その中で、ちょっと住民の方からも聞きましたが、どんな形でいきようか分からなかったですので、このテレビで見ておられる方はそれである程度様子というのは分かったと思います。一番最初のときにどういう方針とかいうのは決めておられたようですが。本の大きさと言いますかね、これはどんななってるんでしょうかね。私は、農業史あたりも約 A3 の大きさなんですけど。そういう方が今の整理していくにはやっぱり見やすい形、

高齢にもなってきておりますので、見やすい形にさせていただきたいなと思ってます。A3あたりが適当ではないかなと思いますが、その付近はどんなに考えておられるのか。

それからもう一つはですね、今の時代ですので、せっかくパソコン使うたりそういうことで編さんしておると思います。それを無駄にすることなく紙ベースも当然その本にするもオーケーですが、デジタル化をですねできないかなど。せっかくですので、デジタルで今見ていくこともできるようになっておりますので、この時代ですので。今やったらわざわざまたデジタル化する必要もありませんので、その付近の対応ができないかということと。

それからもう1点はですね、前に質問したときにこれは基幹集落センターの中にある民具、寄贈してもらった民具を管理をということで質問したとき、町史編さんに合わせて今後管理も検討していくということのようでしたが、その整理がされておるのでしょうか。この前ちらっと聞いた、デジタルの処理をしておるということでしたけども。処理だけじゃなくてですね、そのときも言ったと思いますが、太陽光が、そのまま直射光がですね当たっておるような状況もありましたので、カーテンとかそういうので日よけをすとかですねいうことをしてないと守れないと思います。

今後どのように今、もうだいぶ終わりの段階になってきておりますが、どんなにして管理しているのかなど。町史編さんに合わせて考えるということでしたので、その3つをちょっと教えてください。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず本の大きさ、体裁でございますけれども、A4サイズのハードカバー、A4サイズですから見開きでA3ということになりますけれども、A4サイズのハードカバーで、約全ページ720ページ程度を予定しております。

それからデジタル化でございますけれども、全編デジタル化できるかどうかについては具体的に確約は申し上げることはできませんけれども、全くしないということは我々も考えておりません。何らかの形でデジタルでも一部閲覧できるような方法は考えたいというふうに考えております。

それから民具につきましてですけれども、昨年度27年度に567点の基幹センターに保管をしています民具について567点、それぞれ2ショットずつ撮影をしました。それぞれの民具につきまして名称でありますとか、どういうふうなことで利用するのかという台帳化をすることとしておりましたけれども、一部どうしてもその名称でありますとか、どのように使うのか具体的な方法がよく分からないということがありまして、今その追加の調査をしているところでございます。それが完了致しましたら台帳化をして、その後の活用につきまして文化財調査委員さん、文化財審議委員さん等のご意見をいただきながら活用については検討をしてみたいと思いますが、文化財審議委員さんにつきましては本年度中はこの町史の編さん委員に掛かっていただいておりますので、それが一定終了した28年度に入りましたらその活用について皆さんにお諮りをして、ご意見伺いながら利活用を図ってまいりたいと思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

残り3分です。

3番（藤本岩義君）

カーテンはどうなっています。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

大変施設も老朽化をしております、ご指摘のように少し光が入っている部分もありますので、その施設の管理の所管課と調整を図りまして、何らかの形で遮光ができるようなことは検討してまいりたいと思います。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

それから本ですけども、これですよね。A4になるがですか。それやったら結構です。

ちょっとちらっと僕の聞き間違いやったと思うて。小さくなると見にくいですので、今の時代に合うた A4 タイプというのであればですね非常にいいと思います。

それではこれで終わります。

議長（矢野昭三君）

これで藤本岩義君の一般質問を終わります。

次の質問者、浅野修一君。

12 番（浅野修一君）

それでは議長のお許しをいただきましたので、一般質問の方に入らせていただきたいと思いますが。

その前に、今朝ほど開会直後の休会ということで、本当にびっくりしたわけですが。町長もやっぱり人間であったと。生身の人間であったというふうな思いも受けましたが。ただ、こういった本当、今日のことも想定外のことでございまして、被災にかかわらずこういった一般業務の中でも想定外のことも多々あるかと思えますので、執行部の皆さまにおかれましては業務遂行上中心となられて、これからも頑張ってくださいと思いますので、よろしく願います。また、今日の答弁の方よろしく願います。

それでは通告書に基づきまして、今回は2つの質問事項を構えさせていただきます。

まず、子育て支援についてでございます。昨年度からこればかりやりようのかっていうふうなご意見もあろうかと思いますが、どうしても自分の中で大切であろうという思いもありまして、質問の方さしていただきたいと思えます。

まず1番目に、3歳児未満の乳幼児の保育について、国は保育指針を見直し、少人数の保育を目指すこととなったようだ。町として国に先行した検討はできないか。また、国が改正をした場合、すぐに対応する考えはあるかについてでございます。

このことにつきましてですね、せんだってNHKのニュースウェブという部分で紹介の方ありました。ちょっと紹介の方さしていただけたらと思えます。

保育指針10年ぶりに見直し。少人数保育の充実へ、という見出しで始まっておりますが。その内容としまして、保育施設を利用する子どもが増え続ける中、厚生労働省は保育指針を10年ぶりに見直し、成長の個人差が大きい乳幼児については少人数の保育を目指すことになりましたとあります。

続いて、先月31日、これは5月31日のことですが、先月31日は厚生労働省の専門委員会が開かれ、保育指針の見直し案が示されました。この中で、保育施設を利用する子どもが増え続ける中、成長の個人差が大きい3歳未満の乳幼児の保育を充実させるべきだとしています。具体的には、乳幼児期の保育はその後の成長や社会性を身に付ける上で重要だとした上で、一律ではなくそれぞれの子どもの身体的、精神的な成長に合わせて少人数で保育することが重要だとしています。また核家族化が進む中、子育てに悩む保護者が相談できる場所

をつくるなど、保護者への積極的な支援が必要だとしています。厚生労働省は専門委員会が年内にまとめる報告書を踏まえ、保育指針を見直し保育の質の向上につなげたいとしています、とあります。

この保育についてですね、国や県からの補助金等が必要でありまして、これはありがたいことでもあります。ありがたいことではありますが、それも元を正せば国民の納めた、我々住民が納めた税金でありまして、血税であります。

このことを踏まえてですね、この1番の質問の方に執行部の見解を聞きたいと思います。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは浅野議員の、子育て支援についてのご質問に、通告書に基づき答弁をさせていただきます。

議員ご指摘の3歳児未満の保育について、国が保育指針を見直し、少人数保育を目指すことになったということでございますけれども。まず保育指針について、多少ご質問と重複する部分があるかと思えますけれども説明をさせていただきます。

保育所保育指針につきましては、全国の認可保育所が順守をしなければならない保育の基本原則として、児童福祉法最低基準第35条の規定を根拠に定めております。昭和40年に改定をされて以降、もう3回の改定が行われており、直近の平成20年3月の改定、これは21年4月1日施行となっておりますけれども、これにより厚生労働大臣の規範性を有するものとなり、平成21年度からは保育指針に基づく指導監査が実施をされております。

保育指針は全7章から成っておりまして、保育の役割や社会的責任、保育の目標や方法、保育の環境や配慮事項などについて規定をされております。ご指摘の件につきましては、厚生労働省が新たな保育指針の策定に向け、昨年12月から社会保障審議会保育専門委員会を開催をしております。今年5月31日に開催をされました第7回の会において、中間取りまとめの骨子として保育所保育指針改定の方向性が示されたところです。この中の1つ目の項目に、乳児および1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実というものがあり、この中では具体的な保育内容の例が示されております。その中の一つに、乳児が落ち着いて過ごせるような少人数のグループ構成や、3歳児未満の自我の発達や興味に合わせた適切な人数のグループ構成による保育等、発達の状況に応じて集団規模を工夫することが有効であるというふうに記されております。

議員ご指摘の、国は保育指針を見直し少人数保育を目指すことになったようだとことは、このことを指しているのではないかというふうに思っております。現在のところ、5名の委員による意見の取りまとめがされたというものであり、今後、最終的な取りまとめに向けての会が開かれることになっております。

厚生労働省は専門委員会が年内に取りまとめる報告書を踏まえて、平成30年度の施行に向けて保育指針を見直していくこととしています。

ご質問の、町として国に先行した検討はできないかということにつきましては、現段階では中間取りまとめの段階ですので、今後の取りまとめ、さらに国の指針見直しを待つべきであるというふうに考えております。その後、国の保育指針の見直しがあれば、その指針に沿って速やかに検討してまいりたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

先ほども申しましたけど、このことにつきましては昨年度からずっと一般質問の方で幾度も執行部の方に聞いてきたわけですが。いかんせん、町としての答弁がですね、一貫して国の方針といいますか、国が言う範囲内で行っているから、また十分手厚い保育を行っているというふうな回答のみなもので、自分としてはちょっと物足りないといいますか、ちょっと納得がいかんところであるわけですが。

今も教育長の方から言っていました、平成30年度の施行というふうなことにはなろうかと思えますけど、保育指針の見直しというふうなことが出た以上は、多分これそのような、先ほど言った5名というふうな答弁でございましたかね。6名が5名っていう意味ですか、先ほどの。

(議場より何事か発言あり)

それまた後でそしたら、再質問ということでお聞きします。

そうですね、国もですね、今回の質問とはまたちょっとかけ離れたことになって質問はどうかとも思うのですが、教育基本法になりにしても、何かこう子どもたちをないがしろにしたような政策というか、そういったものが自分としては見られると思うがですよ。やはり生身の、これからの日本を背負っていく子どもたち、これを大事にせざるして国はないと思います。そういった意味でもですね、黒潮町はもう多分なるであろうでいいと思うがですよ。国は多分こうするであろうということでもですね、黒潮町はこうやってしっかりと子どもたちを育てていくんだっていうことを町としてぜひやるべきだと思うがですけど。

そのへんも含めまして、いま一度ご答弁のほど。先ほどの、自分も分かりませんでした5名とかという部分も含めてお願いします。

議長 (矢野昭三君)

教育長。

教育長 (坂本 勝君)

再質問にお答えを致します。

先ほど答弁させていただきました5名というのを、この専門委員会の委員の人数が5名ということで。5名の委員さんの意見の取りまとめ段階ということの説明をさせていただきました。

それから議員ご指摘の子育てへの支援というのはですね、本当に大事なことであろうというふうに思っております、町の方も教育委員会の方もそういった考えで進めておるわけでございます。

ご指摘のこの件についてはですね、繰り返しにはなりますけれども、まだ専門委員会の中間取りまとめということでございます。この結果を受けて、最終的には答申が出るというふうに思っております。その答申をもってですね、厚生労働省は方針を決めていくであろうというふうに思っているところです。

従いまして具体的に、例えば受け持ち人数の見直し等そういったものが示されればですね、当然それに基づいて対応していくということになろうかと思えます。現段階ではですね、まだこの会の方向を見守っていくという状況でございます。ご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

浅野君。

12番 (浅野修一君)

いつもながらの答弁なもので大変残念なのですが。国の答申を待ってことでございますが。

国の答申が出れば、もう直ちにやりますか。

議長 (矢野昭三君)

教育長。

教育長（坂本 勝君）

再質問にお答えを致します。

国が答申が出てですね、施行が恐らく30年度の施行になろうかというふうに思います。それまでの段階に国から答申が出ればですね、具体的な国からの指導あるいは要請があろうかと思しますので、それを受けて速やかに行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ということは、それまではもう一切、町としては見直しはしないということによろしいですかね。

本当残念ですけど、このことは本当に危機感を持ってやらんと、これからの町はどうなるのかなって思うんですよ。このことはもう本当、何度も何度も皆さん聞き飽きたとは思いますが。これからも本当大事なことをやと思いますんで、ぜひ協議の場に据え置いて、ぜひ協議のほどお願いしたいと思えますんで、よろしくお願ひします。

では続いて2番目の質問に入りたいと思います。

2番目と致しまして、3月議会で町長から、新年度に入って保育所を訪問したい旨の発言があったが、訪問はしたか。また、保育所訪問を今後も定期的に行う考えはあるかについてでございます。

先ほど申し上げましたように、町長、今日は議会欠席ということで町長からの直接のご答弁は不可能なわけですが。先日頂きました町長行動表の中でちゃんと書いていただいております、しっかり4つの園を訪問していただいております。4月15日金曜日に南部保育所、4月19日火曜日に佐賀保育所、4月20日水曜日に中央保育所、5月25日水曜日にくじら保育所をそれぞれ訪問されたことが書かれておったわけですが。私が3月議会であんなことを言わなければ行かずに済んで時間をほかのことに使えたというふうなこともあろうかと思えますけど。現場に行っていただくことが保育にかかわらざるわけですが、本当大切だと思います。それが長が行くことで随分と変わることがあると思えますんで、各課の課長さんにもお願いしたいわけですが。ご自分の受け持ちの現場ですね、というところがあるかと思えますんで、それぞれ時間をつくっていくことも大切だと思いますんで、それもぜひお願いしたいと思います。

それでは2番の質問について、ご答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは私の方から、この保育所の訪問についてのご質問に答弁をさせていただきます。私の方も同行しておりましたので答弁をさせていただきます。

町長の保育所の訪問につきましては、先ほど議員がご質問の中にありましたように4月と5月に実施しております。訪問者につきましては、町長、副町長、そして自分と教育次長、担当係長と担当者の6名で訪問を致しました。園の方では、保育の状況、それから園児の様子を見せていただくとともに、一部の園では園児やそれから保育士の皆さんと一緒に給食も頂いたところでございます。それから懇談の中では、所長の方から園の運営状況について説明をもらい、そして保育士を交えて保育内容あるいは施設のことなどについて意見交換を行ったところでございます。

そういったことで、大変意義のある訪問であったというふうに思っております。町長の方もですね、この保育所の訪問については今後も続けていきたいという考えを持たれておりますので、来年度以降もですね、また訪問はしていきたいというふうに思っております。

それから教育委員会の方では、教育委員さんとの合同の学校訪問、そして保育所訪問をですね、今月、議会が終了した後に行う予定にしております。そういったことでございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

本当お忙しい中ですね執行部の皆さんとその担当の方、ご足労掛けましたけど。やっぱり先ほども触れましたように現場へ向いていただくことがこれからのいろんな改革といいますか、には必要なことだと思いますんで、引き続いてお願いしたいと思います。

ただしね、訪問していただいた保育所の中で残念と言えば語弊があるのですが、皆さん背広で多分行ったと思うのですが、まあそのこともあってのことやとは思いますが、子どもたちがいつもにも増して静かですえ子やったと。僕がもっとこう、何言いますかね、悪意あって言いようがないですけど、もっとこう何ともならんというか、大変なときに行っていたら実情が分かったんじゃないかっていうふうな思いで今おるわけですが。子どもたちもいろんなそのときの心理状態であったり、朝食べずに来るお子さんもいたりするそうです。そういった状態の場合もありますんで。ただ、1回行って良かったから、ああ、町のやってることは間違いないっていうふうな思いだけは抱いてほしくないという思いでおりますんで、また次回行かれるときなんかは背広等でなくて、もっとこうラフな格好といいますか、知らんおんちゃんが来たみたいなことで行っていただいたら、もっとこう普段の姿が見ていただけるんじゃないかと思っております。次からの課題としてそういった工夫も併せてぜひお願いしたいと思っております。

先ほど意見交換もされたということでしたので、その意見交換の内容を構いませんでしたらお願いしたいのと。

あと、給食はどうでしたか。おいしかったですか。

その2点。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

再質問に答弁をさせていただきます。

我々6名がですねこういった背広黒づくめで訪問して、普段なかなか保育園の方にはこういった男性の訪問がありませんので、園児もちょっと戸惑っていたかもしれません。次回、上着だけは脱いで行くような形も取りたいというふうに思っております。

訪問をした中ですね、意見交換等行ったわけですけども。各園ともですね、自分たちが思っていたほどはですね大きな要望事項というのはなかったというふうに認識をしております。受け持ち人数がぎりぎりのその状態で保育をしている保育所につきましては、やはりその保育の大変さ、そういったお話も伺いましたけども、そのことについて園から強い要望があったというふうには思っておりません。それから、懇談の中で特にですね、最近の保育、あるいは子育てについてのお話が出ました。やはり家庭でですねいろんな生活面とか大

変さを持たれているような家庭、そういった家庭も増えておりますし、そういったところの子どもたちの行動面、そういったことについてもお話があったというふうに思っております。

それから、子育てに対しての親、保護者の多様な考え方というか、そういったものも以前とは随分と変わってきたように思うというふうなお話も伺ったところでございます。

こういったご意見はですね、これからの保育内容を進めていく中で大変貴重なご意見になったと思っておりますので、園ともこれから連絡を密にしながらですね、また保育内容の充実、そういったことに向けて取り組みたいというふうに思っております。

それから給食はですね、園児に囲まれて一緒に食べましたけれども、大変おいしく頂きました。ありがとうございました。

以上です。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

今の教育長のご答弁の中で、受け持ち人数のことで少し意見があったというふうにありましたけど。

私がお聞きする中では結構、そのいわゆる 0、1 の部分で大変やという声を多くの方から聞くわけですが、そんなに少しだけの意見だったのでしょうか。

再度、すみませんけど。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

再質問にお答えを致します。

0 歳それから 1 歳児、特に人数の多い園についてはですねそういったお話が出ました。町内の 0 歳 1 歳の現在の受け持ち人数の状況を見たときにですね、例えば佐賀保育所、あるいは大方中央保育所でもですね、受け持ち人数以内。0 歳でしたら 3 名、それから 1、2 歳児でしたら 6 名という、受け持ち人数以内の保育、配置ができておりますので、そんなに、その関係もあって出なかったじゃないかというふうに思っているところです。

ただですね、大方くじら保育所では 0 歳がですね、ちょっと受け持ち人数が 4 名という状況になっております。ただ、そこではですねちょっとその大変さも出ておりました。保育所というのは常に入所等がこうあって人数が非常に動いておりますので、追加によってはそういう状況も出てまいります。そういった中で、大変さというものが持たれているということが十分認識はしているところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

やっぱり、そのいっつもかつもではないにしてもですね、最大瞬間風速ではないですけど、そういう 3 人であるべきところが 4 人になった状態が実際にあるというようなことになると、そのときに保育を受けている子どもさんにとればですね、自分はもう言葉悪いですけどどうと、捨てられたというか見放されたというふうな受け止めを子どもさんはすると思うがですよ。まあそういう意味ではですね、そういったときに園長からの要請があればすぐにもう 1 人の補助的な人員配置、そのこともですねぜひやっていただかないと、先ほど来

私申します、その子どもを育てる、黒潮町の子どもを育てるっていう意味合いにおきましてはあまりにもひどい体制であるというふうに考えますので、そこのところではですねぜひ、何とか改正の方法をお願いしたいわけですが。

これについてひとつご意見お願いします。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

ご指摘のありました大方くじら保育所につきましては、0歳が実際4名ということに現在なっておりますけれども。ただ、くじら保育所につきましては加配の保育士もですね実は一番多くて、4名加配がございます。そういったことでその担任の保育士だけに任すのではなくてですね、やっぱりこういうときには園全体でですねこう支援なりそういうことをできる体制を取りながらですね、保育に努めておりますので。例えば、今1名増えて4名になったから、じゃあ1人保育士を増やしましょうということにはなかなかなりませんけれども、そういったできない部分はですね園全体でカバーしながら取り組んでいるところです。

また、これから先、いろんな入所等が増えてですね動きもあろうかと思えます。そのときにはですね、また柔軟に対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。本当柔軟な対応というのをね切望しますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、くじらだけじゃなくて中央もそういった場面があるようにも聞いちゃったがですけど、それも含めまして、まあ同じことですので。くじらにしても中央にしてもですね、そういった状態が起こらないような、そういう体制づくりもご検討の方をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に移りたいと思ひます。

3番目にですね、ちょっとこれ質問の方で、自分、文章力ないもんで分かりにくかった点もあろうかと思うがですけど。高齢者のデイサービスの保育所訪問は相乗効果があり、有効と考えるが交流はできないかについてでございます。

当町に限ったことではないわけですが、保育士不足っていうのはどの自治体でも問題になっておるわけですが。そんな中、同時進行いきますか、的に高齢化も急速に進んでまいっております。また、そういったことでの国保事業の赤字体制といいますか、そういったことも現象が現れておるわけでありまして。それらのことをトータル的に考えたときにですね、現在行っていますご高齢の方のデイサービスの方の一部をですね、保育現場で行えないものかなという思いがあるがです。何十人もご高齢の方を保育所についでいう意味ではないわけですが。それと、3歳児以上では必要ないとは思いますが。0歳であるとか、先ほど2項目にも質問ありました、0歳から2歳児までの部屋の方ですね。こういった所に午前中だけとか、特に先ほど一緒に食べていただいた昼食時なんかですね、そのご高齢の方にご協力を得てそこで一緒に、守り的な部分になろうかと思ひますが。そういったことも試みといいますか、試しでやることもあり得るんじゃないかっていう思いでこの質問させていただいたわけですが。そうしたことで子どもたちの心が満たされる部分がすごいあると思うがですね。3人の子を1人の保育士さんを見て、1人の子は泣きじゃくって、2人は素直に食べようっていうても、1人の子は泣きじゃくってそっちへ手を取られて、また別の1人が、というふうなことになろうかと思うがです。

食事の場合、特にそういう場面が見られると思うがですけどね。

そういったときに、そのご高齢の方に何名か入っていただいて、そこで保育ではないがですけど、守り的なことをやっていただいて。そうすることで本当、ご高齢の方もお子さんと向かい合えばすごい元気になるっていうか、笑顔が出るがですね。笑顔が出るっていうことは、私、医学部でも何でもないので分かりませんが、笑顔が出るっていうことは、やっぱ細胞の活性というふうなことにもなるかと思います。元気なお年寄りも一緒に楽しい時間を過ごせるようになると思います。

そういった意味での質問でございます。ご答弁のほどお願いします。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

浅野議員の一般質問の1番の子育て支援についての3番目のご質問、高齢者の保育所訪問などによる交流の実施について、通告書に基づきお答えします。

高齢者と子どもたちの交流につきましては、少子高齢化や核家族化が進展している現在では日常的な交流が少なくなっていると考えているところで、議員がご指摘されますように、ご高齢の皆さまと子どもたちの交流は大変有益なことであり、また、地域づくりにもつながる取り組みであると考えております。

高齢者の皆さまと子どもたちが交流することで、子どもたちには、礼儀を学んだり、歴史や文化、地域の風土を知る機会にもなり、また、高齢者の皆さまには、子どもたちと接することで毎日に張りができたり、役割ができるなど、相乗的な効果があるものと考えられます。

このため、町内にある3つのあったかふれあいセンターでは、取り組みの一つとして、保育所や小学校の児童との交流をする取り組みを行っております。

錦野にありますあったかふれあいセンターよりあいでは、大方中央保育所との交流を行っており、保育所の散歩のときなど、児童がよりあいを訪問したり、また、交流会として歌やダンスの披露をするイベントを開催して、高齢者と子どもたちが一緒になって楽しむ企画も、昨年度も実施しております。

また、あったかふれあいセンターこぶしにつきましては、拳ノ川小学校の子どもたちが、学校が休みの日など、高齢者と一緒にあったかふれあいセンターを利用したり、また、交流会なども盛んに行っており、紙芝居づくりや音楽や落語の披露会、イモの苗さしからイモ掘りなどを共同で行うことで、ご高齢の皆さまと小学校の子どもたちとの交流が行われております。

あったかふれあいセンター北郷でも、サテライトで出掛けた地域で、地域の子どもの交流も行われており、3つのあったかふれあいセンターとも、高齢者と子どもたちとの交流は大切な取り組みとして行っております。

このように、各あったかふれあいセンターでご高齢の皆さまと子どもたちとの交流を図っているところで、高齢者の移動に関する課題や保育所の段差の解消など、安全対策などの課題もあり保育所への訪問とはなっておりませんが、議員がご指摘されます、高齢者と児童の交流の大切さの趣旨および効果とは異なることはないと思いますので、ご理解をいただきますとともに、多世代の交流としてご支援等もお願いしたいと思います。

また、ご質問の中でありました、地区のふれあいデーなどのデイサービスで高齢者が訪問したらどうかというご質問もありましたが、保育所を訪問することとなると、保育所までの移動に関する課題や保育所内での安全性の確保など、いろいろな課題が発生すると考えられます。このため、ある程度安全性が確保された、あったかふれあいセンター内での交流が好ましいものと考えております。

議員のご質問のご趣旨は交流の場所ではなく、高齢者と子どもたちが交流することが重要である旨のご質問

であります。このため、当面は現在の交流の方法により引き続き交流を深めていきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

自分もあつたかふれあいセンターへその園児の方が行っておられるっていうことは聞いてはありましたけど。そのことも大事なことで、ほんと、これからも続けていただきたいことながですけど。

先ほど来、0 歳から 2 歳までのお話をさせていただきよった部分ながですけど。そういった部分で、やはりどうしても手の足らんときができるときにご高齢の方のお手を借りて、ご高齢の方にも楽しんでいただいっていうところを自分としては望みたいわけながです。

課長の方から先ほど、安全対策とかそういった危機管理の部分で答弁はあつたわけですけど。それもまあ仕組みづくりといいますか、何もご高齢の方が大挙して保育所の方に何十人も行くっていうふうなことではなくてですね、こうローテーション的にそういう仕組みを作れば、今日は誰それさん、誰それさん、誰それさん、3 人 4 人行ってくれますかねっていうふうな仕組みも不可能ではないと自分は思うがですよ。そういった取り組みもこれからぜひやっていただけたらと思いますが。

そういった取り組みは全く無理でしょうかね。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

浅野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

高齢者と子どもたちの交流につきましては、意義のあることであると思っております。先ほど健康福祉課長の方が答弁を致しましたように、今のところ、施設を園児が訪問しての交流という形になっております。そういったことは高齢者の方の移動等の問題もあろうかと思えます。そういったことでそういう形になっております。

議員の方から、その保保育所の方で守り的な形でその支援ができないかということでございますけれども。保育所においでいただいて交流を深めるということについては、それは意義のあることで、おいでいただけるということであればですね、園の受け入れはできますけれども、保育にかかわって一般の方がその保育の支援をするということではですね、これは制度上、あるいは今言いましたけれども責任問題、もろもろございまして、公立認可保育所ではそれはなかなか認められないというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

まあ自分も重々、その部分は分かって質問させてもろうちょうわけで、ちょっと人間性が悪いかもしれませんが。何度も言いますけど、やっぱり子どもさんも大事、お年寄りも大事。双方がいい子で、元気でおれるような、そういう状態をつくるのも自治体としてのお仕事なんじゃないかなというふうな思いで、今回質問の方さしていただいたわけですけど。

自治体とそすれば、そういったその責任問題のことなんかにもなりますんで、なかなか踏み込めないことがあるがは分かるがですけど。これからは高齢化であつたり小子化であつたり、そういう部分が出てきてるがが

もう目に見えてるわけですので、そういった部分へも踏み込んだ地方自治であることも大切なんじゃないかと自分は思っております。時代の流れといいますか変化の中で、そういったこともまたこれから求められてくる場面があるんじゃないかと自分は思っております。そういったときには率先して調査して対応の方をぜひ、この3項目につきましてよろしく願いまして、1番の子育て支援についての方は質問の方を終わります。

続きまして、2番の方の防災、減災について。これも申し訳ない、いつもながらの質問で本当に申し訳ないのですが。

2番の防災、減災についてのカッコ1で、倒壊の危険性があるブロック塀の改修で、各戸への補助金交付ではなく、その地区をトータル的にとらえた交付はできないか、についてでございます。

午前中の同僚議員の質問でもあったわけですが、このブロック塀については、その中で、担当課長の答弁の中で進捗率が40.2パーセントでしたかね。まだまだ進捗率が低いわけですが。現在、戸別訪問で一軒一軒当っておられると思うのですが、そういった現状を見たときにですね、何らかの、これまでとは全く違ったこう手法いいいますか、も必要であって、そうしなければ早期の耐震のそのブロック塀の改修はあり得んと思うぐらい、件数的にもですね大変な状態やと思います。そういった意味で手法を変えるという意味でですね、その1軒に対して30万の補助金が出るというふうなことの説明も朝の説明でございましたが。

例えば、その地区に10軒の危険なブロック塀のお家があるとして、5軒は1軒20万でいく。あと5軒は40万掛かると。そうなった場合、20万の方は補助金内で済むわけですが、40万の方は自己負担が要ると。そういう今の現状の制度なわけですが。これを平らにしていいますか平均を取ればですね、20万と40万、60万、半分の30万の補助金内で済むというふうな、そういった発想の転換いいいますか。そういったことも考えていくべきではないかと考えるわけです。制度的に難しいところはあるがは重々分かっちゃうのですが、いかんせんもう新聞、テレビでこಂಡだけ、30年以内に70パーセントの確率っていうふうなことを何度も何度も毎日毎日聞きようわけですから。そういった現状を踏まえてですね、そんな制度ううか、変えるためにもあろうかと思いません。現状に合ったように改新いいいますか、新しく変えていくことも必要なことやと思います。

それで、そうしたことで先ほど申しました、十把ひとからげやないけど10軒をひとからげにして、それを1つの業者さんに発注して、そのことでその地区はきれいに耐震化じゃないですけど、耐震に対応できる塀になるというふうなことも可能ではないかと思うがですよ。

その上の町内にはですね、建設業者さん、たくさんおいでます。ちょうど型枠でやったり、その基礎工事の方をされる方もたくさんおられます。そういった方の収入源にも当然ありますし、お仕事をおつくりにもなるわけですので。そういった方のお力もお借りしてですね、協力を得ながらですね、何分早期にしないことには、本当いつ来るや分からん災害ですので、早いほどええわけです。早くするための方策、政策として、そういったこともぜひ考えていただきたいと思えます。

その点皆さんもご承知のとおり、11月の世界津波の日サミットイン黒潮ですか。そういった開催も予定されてますんで、そういった開催のときにそういうことをやって、黒潮町は危険ブロック塀なくなりましたよ、こういう方法もあるんですよ、というふうな発信も可能じゃないかと思えます。

何でも見る目いいいますか、目先変えればいろんな方向のやり方もあろうと思えますんで、執行部の皆さんの見解をお聞きします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは浅野議員の2番目のご質問、防災、減災についての1点目、ブロック塀の改修制度に関するご質問

に、まずは通告書に従ってご答弁をさせていただきたいと思います。

ブロック塀の補助につきましては、国の社会資本整備総合交付金および県の高知県住宅耐震化促進事業費補助金を活用して実施しているところでございます。議員がトータル的な制度のご提案もありますけれど、本制度は所有者、いわゆる戸別の補助しかない制度が現状でございまして、そのためにブロック塀の所有者ごとに、工事費に違いが発生しております。それに伴って自己負担に差が生じるために、地区トータルでの実施は現状では難しいと考えております。

しかしながら、議員のご質問のとおり、もし、地区、路線ごとにトータルで総合的に実施することができれば、効果は大変大きいものと考えておりますので、避難路の安全を確保するために、今後、住宅耐震の戸別訪問のときや、地区での説明会等によって、ブロック塀の取り壊しについて趣旨を十分ご理解してもらい、地域全体でより多くの方に事業実施をしていただけますよう、これからも力を入れて推進していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

なんでもその決まり事といいますか、は必要なわけで、それがあってこそ、この規律が保たれるわけなんで、それは十分分かるのですが。先ほど来言っております、やはりこれ早期にせんことには本当大変なことでありまして、こんだけ注目された黒潮町が何でああいう状態になったんだっていうふうな、報道であったり、そういう声が出ようかと思えます。それでは駄目だと思いますんで、こういった提案的な質問にさせていただいたわけですが。

これは課長あれですか、県の方にですねこういった手法は駄目であるかという問い掛け自体もできないわけですか。やはり県もですが国もですね、早期の完結といいますか、を望んでいるわけですので。こちらからもやはりそういったアクションを起こしてですね、県にこういう方法を取りたいんだだけでも駄目であるか、なぜ駄目だっていうふうな、その問い掛けはできないものですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、浅野議員の再質問にお答えしたいと思います。

制度につきまして県への問い掛け、提案はもちろんできます。これからも事業が進むようにいろんな提案もしていきたいと思えますけれど。現在の制度の中で難しいのは、あくまでも個人が申請するという制度でございまして。例えば、地域でトータルとなると誰が申請者になるのかという問題が、まずあろうかと思えます。

それから現制度の中でトータルにする方法としては、個人が路線ごとにまとまって一度に申請をするというふうなもの、議員提案に近いやり方ではないかと思うんですけど。

さまざまなことに知恵を使ってですね、県の方と一緒にどういう制度が可能か、これからも検討はしていきたいと思えます。ご提案の方法の効果的なものについては十分意識をしてつもりでございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

国も県も、僕からしたら町もながですが、なかなかこういった決まり事は変えるのに力が要るようですね。本当残念でたまりませんけど。

ただ今の課長の方から答弁いただきましたけど、その提案はできるんだけど、誰がそういう申請をするのかっていうふうな部分ながですけど。各地区には区長さんがおいでますよね。区長さんはその地区をつかさどるといいますか、まとめ上げていっておられる方なんで、区長さん立合いの下、そういった調査をされてですね、区長さん名でこことこことこっからこことまでっていうふうな申請方法をできるように県の方に提案、要望をすれば、これは可能な範囲じゃないかなとは思いますが、いかがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では浅野議員の再質問にお答えしたいと思います。

地区の区長さんが申請者となって総合的に事業することようなことができないかというご趣旨だと思うんですけど。これも県の方に、そういうやり方ができないものかというご相談、問い合わせとかはこれからしてみたいと思います。ただ、これまでの経験上の事例として過去の耐震の件につきましてまとまった申請のことはあるいろんな機会でご提案してきましたけれど、まだその改善が実現しておりませんので、やはり制度的にはなかなか簡単にいけない問題もあるんじゃないかというふうに思っておるところでございます。

それから、区長さんにしても個人の負担金が違ってくる中でのことになりますので、その調整というのがスムーズにできるかなという心配も少しございまして、やはりそのへの点もしっかり調査して、制度として成立するのかもしれないのかというところの検討が要るんじゃないかと思います。

いずれにしても、いろんな検討をやはりしていかなければならないと思います。議員がおっしゃるとおり、いろんな知恵は使って制度についても改革、改善もしていかなければならないと思いますので。これは今後、県とそういう機会があるときにですね、お話をさせていただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

少しだけ前向きといえますか、ご答弁いただきまして本当ありがとうございます。

ただですね、区長でも難しいかもしれんわけですが。各地区に地区防災計画がありますよね。地区防、地区坊と言われますけど。そういったことの中にうたい込んで、その地区でその地区の改善、改修を図るっていうふうなことを計画にうたい込んで、県の方にいうふうなことは不可能でしょうかね。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、浅野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

地区防災計画のお話いただきました。町がこれから地域と一緒に力を入れてやるという防災制度の大きな計画なんでございますけれど。それぞれの地域、現在では黒潮町 61 地域の中で 39 地域で、地区防災計画を策定するという意向を明確にしております。それぞれの地域のレベルで地区防災計画の取り組みを進めております。その中で、やはり町としてはこの避難路の件ですね。その地域で最も地域の住民にとって大切な避難道はどれかという、地域の幹線避難道というふうに言ったらいいかもしれませんけれど。そういうような

ところもぜひ計画の中で検討していただきたいということを申し上げていきたいと思っております。

そうすると、すべてのブロック塀というよりも、その中心的な避難道の所の周辺のブロック塀に対して新たな制度を導入するというのは、今後、町としては検討していくべきではないかというふうに考えております。もちろん国の制度、県の制度でそういう制度がないんですけど、何らかのそういうふうな地区防災計画でできた計画に対しての制度の見直しも必要ではないかと思っております。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

午前中の澳本議員の一般質問でもありましたけど、やっぱり避難路はしっかりと安全に通れるようにするべきであって、そうしないと被災者ゼロはあり得んわけですので。そういった方向からも、いろんな方向からもぜひですね、今後ともいろんな意見、いろんなアイデアを出し合った防災計画の方に力を入れていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

1 番についてはこれで終わりたいと思います。

続きまして2 番ですね、家屋の耐震補強の着工前、中間、完成後の書類上の検査等、現地での検査、検証は十分かについてでございますが。

このことはですね、耐震診断はめて設計に入って、その後、家主さんとのお話で改修の方に進むわけですが。それぞれにつきまして補助金の方が町からも出しておるわけですが、町も補助金出される以上は町にもやっぱり責任といいますか、はあると思うがですよ。皆さんの税金から、最終的には皆さんの税金を補助金としてやっているわけですので、そういう意味でも責任はあると思います。

その中で、特に改修についてながですけど。改修の方が、疑えばもう果てがないがですが、設計図どおりになっているんであろうかっていうふうな。自分がずっと住民の方のお話聞く中で、何かこう住民の方が不安に思っておられる部分が、そんな声をよく聞くもので。その検証いいですか、検査であったり検証ですね。その部分がちょっと足らん部分もあるんじゃないかっていう思いで今回、この質問の方させていただいたわけですが。

その中で、いろんな検証の仕方あると思うがですが。強度計算なんかは専門の診断士の方とか設計の方がやっておられるんで、まず間違いないと思うがですが。まあそこに実際に使う部材であるとか、A の部材を使わなくてはならないのをB の部材で済ましたと。安く上げたというふうなことがあれば、いざ被災したときに大変なことになりますんで。そういった意味も含めましてですね、何かこの検証っていう部分でもうちょっとこう町がかかわる部分がほしいと思うがですよ。改修前に現場へ行かれて、改修前の現場を見られて、改修に入って施行、補強をするとき、そのときもやはり町の方から検証に行く。それが済んで完成を迎えて、完成でその完成の検査に立ち会うと。現状ではですね、それがペーパー上のその検証が主になっているんじゃないかなと自分は思うんですが。まあ自分の思い違いであつたら申し訳ないがですが。どうも紙ベースでのその検証、こことこことこことここに補強して、その写真を付けて、ああこれこれっていうふうなことで、書類上のこの検証の方のみに、どうもなっているんじゃないかというふうな不安を自分は持ちようがですが。

そのことにつきまして、その検証内容であるとか答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは浅野議員の防災、減災についてのご質問の2点目、耐震改修工事の検査に関するご質問にお答えをしたいと思います。

住宅耐震の工法等につきましても、基本的には、県の登録設計事務所の登録診断士の責任において、改修計画を作成し工事を行います。町の方の確認事項としては、補助事業上の書類、事業認定申請書、図面等の添付書類の有無等の確認を行って、現地につきましては、図面どおりに実施されておるかどうかを、中間のタイミング。工事の中間のタイミングと、そして工事の完成のタイミングで現地確認、そして写真での確認を同時に行っております。

町の担当と致しましても、現地や書類を確認する上で、より工法的な部分についても確認できるよう、診断士の講習会や各種勉強会に積極的に参加して、専門的な知識の習得に努めているところであります。もちろん設計者の現場監督もさせていただいております。

今後も、住宅所有者の方が安心して耐震改修工事を実施していただけるよう、専門的な知識の習得に努めるとともに、登録診断士に対しても、住宅所有者への工法の説明や契約内容の説明を十分行って、内容を理解していただいた上で実施するように周知徹底指導をしまいたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

県の方への登録の方による診断であったり、そういったことは間違いないと思うがです。

けど、申し訳ないです、先ほど町の立会いが無いというふうな発言、僕しましたけど、中間であったり完成であったりするときには立会いをされているということなんで、このことはもうしっかりとぜひ続けていただきたいと思います。それと広報での周知、このことも何度となく行って、早期にこのことが完結するような方向へ持って行っていただきたいと思います。

ただ、自分も住民の方の所へお伺いさしてもらいまして、これは既に改修工事が終わった家の家主さんのお話なのですが。工事が終わったけど大丈夫やろか、みたいな声が聞かれたがです。本当不安を抱いておられまして。というが、外回りは取り巻き基礎ですかね。家の基礎をぐるりをやる基礎、それなんかをやっているんで、まあこんなんじゃええんじやろうとか、あと、よく筋交いで補強するとか構造用合板で補強するとか、そんなによく話は聞くがやけど、どうも家の中にも入ったことはないとか。その前に外からの工事もあるわけですから、そういったことでやったんであろうとは思いますがです。どうもですね、その不安の声が結構多いがです。やっぱり耐震に踏み切った方は家族みんなが安全に生き残れるっていうか、命に支障がないようにおりたいからこそやってるわけで。そのことがですね、改修はやっても不安を持って、いまだに住まいをされているっていうふうな現状がありましてですね。その改修が終わったことに対する家主さんへの。終わったその検証はされておるとは思うがですけど、家主の方なんかへのその細かい説明といいますか、そういったことはやっておられますでしょうか。

それと、今言ったこの家主さんの場合なのですが、多分書類っていうのは3者がそれぞれ同じものを持つようになっていると思うのですが、役場とその業者さんと家主さん。3者が同じ書類つづいたものを、ファイリングしたものを持ってると思うのですが。一度そのファイルの方を自分見たがですけど、今日持ってくるわけにはいかないもので、全部覚えてませんが。真っ白なコピー用紙にインデックスをぽんぽんぽん張ったような、そういった書類を業者さんから頂いちゃおうがですね。多分、役場の方にはしっかりと印刷されたもん

が、業者さんが持っているのと同じものが来ちゃうと思うのですが。施主さんの方がそういったしっかりとしたその説明書類、重要事項説明書もなかったと思うのですが。そういういった白ったのを家主さんに渡すような業者、これは僕は駄目だと思います。そういう状態だから、なおのこと家主さんが不安を抱いちゃうがやと思うがですよ。まあ誰でもそうやと思うがですけど、これ書類ですって渡して、真っ白な紙が何枚もある。インデックスのきれいに付いた、ほんまにインデックスはきれいに付いちゃうがですよ。インデックスはきれいに付いた真っ白な紙、そんなものをもらって誰も納得して安心はできんと思います。

そういう業者の排除も含めてながですけど、そのことにつきまして課長の見解をお聞きます。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、浅野議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず耐震設計、耐震工事に至るまでの決め方については、施主さんと設計者の方がよく相談をしていただくようにいただければなりません。というのは、どのレベルまで耐震を上げるかですね。制度的にまず耐震診断をして、この制度が該当できるレベルというのは、今のシステム上の点数で言うと1.0以下、0.なんぼというふうなところにはいかなければ制度の対象にならないんですけれど。それを1.0以上の強度に上げるというのは、これが基準です。県の場合は0.7までも該当する制度を作ってくれてますけど、町の方についてはそれはやってなくて、1.0以上でやっております。

そこで、どこまで、例えばそれを1.5までするのか2.0、数字が高いほど耐震力がもちろん強いわけですけど。それはそれだけに費用がたくさん要りますので、できるけ施主さんにしても補助金内でできればやりたいとか。それから、あんまりお金が要らない工法を選びたがるのが多いというのが、もう当然だと思います。だからその段階で設計者と施主さんがどういう耐震を、工法をやるのか、施主さんはどういうのを望むか、まずは話し合いの中から設計が決まってきます。

そして、これから自分たちでしっかり県の登録設計事務所の方の方に指導していかなければならないと思うのは、まず設計者の方からですね、その工法の説明。先ほども答弁で申しましたけど工法の説明、それから契約内容の説明、そして工事の内容、そして耐震がどれぐらいになるのかいうところをしっかりと理解していただく説明を丁寧にしていただいて、そして工事するのはまた登録工務店という建築家になりますので、そことしっかり工事を設計どおりしてもらおうというような流れになければならないと思ってます。

議員ご質問の中でありました、書類がしっかり施主さんに渡ってないんじゃないかというご質問。これはもう個別にちょっと、どの業者がどういうふうな書類を出してどういうことになるのか、県の方とも連絡取って、しっかりした設計の事務はできているかですね。町の方はもちろん頂いておるわけですけど、そして施主さんの方に渡っているのかちょっと確認できてないので、そこを確認しながら、住民の方の不安を取り除くような対応はしっかりしてまいりたいと思います。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ぜひよろしくをお願いします。本当不安のまま、今の熊本の地震じゃないですけど、毎日毎日不安なままでは本当体によくありません。そこところが本当、しっかりとお願いします。

県の方にもその書類の件確認していただけるっていうふうなことなので、ぜひそのこともしっかりとやっていただきたいと思います。

それからですね、先ほど書類の件。あれですね課長、家主さんの方にまた行っていただいて確認していただけますか。また後で。はい。お知らせするようににしますんで、はい。その点、ほいたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、2番の方はもうこれで終わりたいと思ひますが。

じゃあ最後になります、3番目の浮鞭海岸には堤防から浜へ降りる階段が4カ所ある。南海トラフ巨大地震による津波が発生した場合、第一波による被害が懸念され、そのことで住民の避難可能時間が大幅に短縮し被害拡大が予想される。早急な対策が必要と考えるが、町としての見解を聞くについてでございます。

お手元に4枚の写真があるかと思ひますが、1番から4番まで番号がありますが。1番の方が、これは場所が違ふちよりますね。まず東の端から言ひますと、2番が一番東の端が浮津の海水浴場の近い所の階段ながですが。それで、その次が3番の浮鞭郵便局の前の階段の写真ですね。そして4番が、その浮鞭郵便局とビオス大方との間にある階段です。1番の方が、これがビオス沖にある階段です。

これながですが、自分ながですが、この階段ができる折に何ができようがやろっていうふうなことで、ほかの住民の方もそういう思ひの方がたくさんおったがですが。できてみればこういう、何言うか観光客用に配慮をした階段ながでしょうか。こういう階段ができてしまったわけですが。できてからですね、本当すぐに台風のことがあったがやと記憶しちよりますが。この1番のとこのこのビオスの所にですね、今でもこの写真にもありますが一番下の段に砂が堆積しちよるわけですが。これはまあ普通の風でもこういう状態で堆積したり、大きい波うか台風が来たりしたら、もっともっと砂と流木とでここはもういっぱいになる施設です。

この施設ですね、自分たち地元住民からすれば必要でなかつたものを造られたっていうふうな、何かこう被害者意識みたいなものがあるがですよ。そういったこともありまして、いつ来るか分からん南海トラフ地震を想定してですね、これがあれば波が上がりやすいつていうことは誰でも想定できると思ひがですよ。想定外のことではない、もう当然のことって皆さん思ふんじゃないかと思ひがです。こういった状態のですね施設いいますか、あこの階段ですが。どこの地区にも違ふ様式いいますか、で不備な部分があるかと思ひますんで。この部分をですね早急に何とか改修うか、全部取っ払ってしまう必要は自分ないと思ふちよるがですが。何らかの方策で改修できればなつていうふうな思ひで、この質問の方させていただきます。

ご答弁の方、よろしくお願ひします。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは通告書に基づき、議員の2、防災施設についてのカッコ3、浮鞭海岸にある堤防から浜へ降りる階段について、津波が発生した場合、第一波による被害が懸念され、住民の避難可能時間が大幅に短縮され被害拡大が予想されるため、早急な対策が必要と考えるが、についてお答へします。

この浮鞭海岸は、西側に隣接しています日本の渚100選にも選ばれて入野海岸と併せ全国でも有数の海岸であると、私も黒潮町民の一人として自負をしています。ご質問の海岸に降りる階段施設は、ただ今説明をしていただきました資料にもありますように、国道56号線に平行して、浮津地区から土佐西南公園、鞭駐車場までの海岸1,040メートルの間に設置をされています。施設は国土交通省所管の海岸に高知県が管理する海岸堤防でして、直立護岸堤から海岸へ伸びるで緩傾斜堤であり、平成4年度から平成8年度に整備されたものです。

浮鞭海岸の直立護岸堤は昭和30年代に構築されたもので、緩傾斜堤の事業が始まった平成4年度当時には約30年以上が経過し、かつ老朽化も進み、局部的に早急な補強対策が必要とされていました。

そこで、補強を行うための工法を、区長さんをはじめとする地元関係者、高知県、旧大方町で検討を行っています。当時検討された工法は、現況施設を取り壊し、新たに同様の直立堤を構築する。2 つ目が、既設堤体の前面に補強コンクリートを張り、粘り強い堤体にする。3 番目が、既設堤体の前面に、地震に強く底幅の広い緩傾斜堤を設置する、の3つの工法が検討されました。

その結果、浮津海水浴場や入野海岸に隣接し観光客や通過交通客等の休憩場所として利用されていることや、地域の高齢者や子どもたちが安全に海岸に昇降できアクセスの向上が図れることから、浸水性や自然景観にも配慮した緩傾斜堤を採択されています。施設の標準的な構造は、堤体の天端高 T.P. プラス 6.95 メートル、海岸の計画潮位 T.P. プラス 3.05 メートルで、3.9 メートルの高低差に。階段ブロックの構造は、議員の写真にも載っていますが、それぞれ異なるブロックを設置しています。このコンクリブロックは蹴上高 25 センチメートル、奥行き 1.0 メートルのコンクリートブロックを扇状に配置し、広範囲に海岸へ昇降できる構造となっています。

近年、堤防により海岸と人とのつながりが断ち切られていましたが、浮鞭海岸では階段構造の緩傾斜堤を施行したことにより、路側帯に車を止め、階段での休息や、海岸へ降りて自然と触れ合いを楽しんでいる光景を目にします。

緩傾斜堤であるがために津波が遡上しやすく、避難可能時間が確保できないことが予想されるので早急な対策をすべきとのご質問ですが、鞭地区の南海トラフ地震で想定される津波高は、浸水予測システムから浮鞭海岸で地震発生後の約 20 分後には高さ 5.5 メートルまで浸水します。また、その 16 分後の浸水深は 13 メートルになると想定をされています。高さについてですが、議員も言われましたように扇状に設置しています階段部分を数段一部撤去し、堤体の前面を直立にしても、既存の天端高は 6.95 メートルで変わりません。また、さらに地震による地盤沈降がマイナス 1 メーター考えられますので、避難時間を現在の施設が確保することはなりません。逆に、広範な海岸にいる方々の避難行動を阻害する要因にもなりかねないと考えています。

将来的な整備方針につきましては、高知県が策定をしています土佐湾沿岸海岸保全基本計画を基に、本施設だけではなく、黒潮町全体で検討をし、かつ関係する地元とのコンセンサスを図りながら高知県へ要望していきたいと考えてます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ちょっと意外な答弁だったのでびっくりしました。

このあれでしょうかね、課長、この写真見て津波が上がりよとは思われませんか。これがなくて、まあ取っ払う必要は僕はないと思うのですが。この現状を堤防だけの場合と比較したときには、とてつもなく長い時間差が、津波に対してのことです。津波に対しては、とてつもなく長い時間差ができてくると思うのですが。

県の方もその、今お話聞きましたら、ここの国道を通られる方のその浜へ降りて遊ぶためには必要不可欠というふうなことをお聞きしましたが、自分たち住民はですね、津波と遊ぶわけにはいきません。お年寄りもこの浮鞭地区には 75 歳以上で 150 名以上おろうかとは思いますが。そういった地区にですね、こういったものをそのままにするっていうふうなことの何か発想がちょっと分かりづらいのですが。やはりここは何らかの改修があってしかるべきやと自分は思って、今回、この質問をさせていただいたわけで。

県の方にはあれですか。ここの改修っていうようなことで町として要望の方はできんもんがですか。先ほど土佐湾沿岸のどうかこうとか計画、何とか計画というふうなこともあったと思うのですが。

やはりこの想定内のことはやっておかないと。震災の折に、ほんと自治体は何をしておったんだという声が挙がろうと思いますので、その点も含めまして県に要望できないのかお聞きします。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答えします。

今、階段で緩傾斜堤による構造、この構造によって津波が上がりやすくなるのではないかということですが、まず、津波自体の構造と高潮との構造は違うと、私は考えています。津波はいきなり海面が盛り上がってきますので、階段構造だからそれを遡上すると。そういうことにはならず、一定の高さのものがそのまま押し寄せてくると。そういうことですので、津波に対しての考えは別の問題だと考えます。

また、改修を考えるべきだと思うが町が県に要望できないかと。今後予想される津波に対応すべきということになります。先ほど、津波の浸水深数値で申しましたが13メートルということでお答えをしています。現在の海岸堤、それが6.9メートル、そしてまた地盤沈降でマイナス1メートル。そうすると約6メートルの高さになります、堤防が。それをプラスして約7メートルが来ますと、浮鞭の前面堤防をプラス7メートル上げるかということになります。また、浮鞭地区には湊川があります。その湊川をまた遡上してまいりますので、その場合は浮鞭の下地区ですね。そちらすべて、現在の堤防を基準にしてプラス7メートル、そして余裕高をプラス2メートル程度見るか。それですべて鞭集落を囲うてしまうかと、そういうような発想にもなりかねていくと思います。

最初の質問にもありましたように、台風時の砂が飛ぶ飛砂対策、これについては約20回程度、平成9年ごろからその対策は同じように地元の方と、また国交省さん、そして高知県と当時の大方町も入って、20回余りの協議を重ねながら現在に至ってます。こちらについては植栽をもう少し管理をしてほしいと、そういう内容についてはですね幡多土木の方へ今度要望を挙げていくようにしていますが、堤防の構造的な部分につきましては、やはり地元との景観その他、そういうことで飛砂対策も当時鞭駐車場のみに止まっている状況は地域の中から景観をやっぱり大事にしてほしいと。そういう要望も当時の議事録にもあります。

そういうこともありますので、地域の区長さんとかとまたこの話をしながらですね、この津波対策等については考えていきたいと思っています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

今の話に出ました植栽なんかは、砂の部分では大変有効やと思いますんで、また要望の方お願いしたいと思いますが。

自分は何も、13メートル来るからぐるりを堤防で巻いてくれみたいな、そういう思いは全く持っておりませんが。先ほど来言ってますように、この形状では波が、現状では上がりやすいのではないかってところを質問しておるわけで。何らかの施策これ必要やと思いますので、その点ぜひ今後の検討課題としていただきたいと思いますんで。

こういう何言いますか、施設がほかの地区にもあろうかと思いますが、そういった地区の洗い出しも必要になってくると思います。ぜひ想定外をなくすことが自治体の仕事やと思いますので、ああ、想定外やったよねって言われんように。また、あんなこともしてなかったがかっていうふうにも言われぬように、できるだ

け落ち度がないような、そういった行政であってほしいと思いますので、今後ともよろしくお願い致しまして私の質問をこれで終わります。

どうもありがとうございました。

議長（矢野昭三君）

これで浅野修一君の一般質問を終わります。

この際、午後3時25分まで休憩します。

休 憩 15時 09分

再 開 15時 25分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、森治史君。

10番（森 治史君）

もう、何か5時までに終わらすようにという、同僚議員の温かい声援がありますので、なるだけ5時に終われるように。いからったら一部残してということにでもならないようにやらさせていただきます。

まず最初に、熊本地震で被災された皆さん方には心からお見舞いを申し上げます。

それでは私の方の質問に入ります。

問1でございますけど、これは避難所のトイレについてをお伺い致します。

この件は、上田の口部落にあります旧田の口保育所を、発生時の地域の町の指定避難場所となっております。住民の方たちからトイレの改修との声を聞き、町の方へ問い合わせを致しましたら、この保育所には子ども用のみのトイレかしらんないというような説明を受けております。

避難時を考えれば、早急に大人用トイレの改修と別に、の声としては災害時に起こり得る断水を考えれば、水洗式は衛生的ではあるが、使用ができなくなる可能性が高いので、屋外へくみ取り式のトイレの設置を要望されておる声もありますが。

まあ両方はなかなか予算的な関係もありますと思いますが、どちらか私は早急に取り組みべきと考えておりますが、執行部の考えを問います。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは森議員の、避難所のトイレについてのご質問にお答えしたいと思います。

1点目の旧上田の口の保育所トイレの改修に関するご質問でございますけれど、旧上田の口の保育所には、幼児用のトイレ、これは小が6基、和式の大が6基。そのほかに、職員用のトイレとして洋式1基がございます。そして、そのほかの防災備蓄品としては、自動ラップ式トイレ3基が設置されております。ただ、地震津波の指定避難所となっており、南海トラフ地震等の大規模災害時を考えた場合は不十分であると考えております。

そこで、5月31日にありました区長会でも説明をさせていただきましたけれど、今年度は指定避難所の避難所運営マニュアルの作成を全町的に取り組む予定で、旧上田の口の保育所もその対象となっております。

このマニュアルは地域の方々と行政が協働して作成する方針でありまして、地域担当職員を通じて各地域へご相談をさせていただきたいと思いますので、ぜひ地域の皆さまも積極的にマニュアル作りにご参加いただきたいと思っております。

そして、避難所運営マニュアルが作成された避難所に対しては、高知県避難所運営体制整備加速化事業を活用して避難施設の整備を計画しておりますので、その整備計画の中で地域の方とともに適切な改修と、新しいトイレの設置等を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

ただ今の答弁で、県の方からそういうように取り組んだ地域が運営マニュアルを作成するようにつまみられる所には補助金がつくというということであるので、ぜひ地域の方と、きちっとした話し合いをされ、住民が要望するようなことにつまみ組めると思っていますので、これは今から見ていくということ、この質問は終わらせていただきます。

とにかく地域の住民の要望を拾いあげてくれるというように私は解釈しておりますので、それができるかできないかということで、また後日、これについては質問させていただきます。

その次の2点目です。

これ町有財産であります旧田の口保育所の管理ですが、現在指定場所になっております町有財産でありますので、通常で町での管理と私は思っておりますが、指定されていることによって、管理を上田の口の部落とか、または地域自主防災に委託されているのではないかと思います。

また、委託されておるのであれば、水道代とか電気料とかの委託料の部分が若干でも支給があるかないかについてお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、森議員の1番のカッコ2、旧上田の口保育所の管理についてのご質問にお答えを致します。

旧上田の口保育所の維持管理につきましては、現在、町にて行なっております。

施設につきましては、地元の上田の口の老人クラブより活動のため使用させていただきたいということで、現在、ご利用をいただいているところでございます。上田の口老人クラブには、施設の管理上、自主的に施設内の清掃等を行なっていただいておりますが、周辺の草刈り等も必要となりまして、現在は上田の口老人クラブと草刈り等の清掃業務につきまして委託をしているところでございます。

なお、委託料につきましては、小額ではございますが1万5,000円をお支払いをしているところでございます。

なお、水道代、電気代につきましては、町の方でお支払いの方をしております。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

今現在は町の方で管理。

まあ一番気になったのは水道料なんですけど、そういうことを委託されたときに、ちっさい部落であれ、おっさい部落であれ、2カ所の、集会所が指定管理になっている場合でしたら、一つの管理になってきて水道代も一本になりますけど。2カ所になりますと、どうしても大きいところでも2カ所を持つというということは、水

道代が今は使わなかったとしても530円という。月額、前は30円でいきよった分が今530円毎月払わないかんになってきますので、なかなか水道代というのが実際は大きく、地域の予算の中でものし掛かってきているのが事実です。

そういうこともありましたので、もしそのこれが部落の管理だと、部落の方でお支払いということでしたら、ぜひ役場の方でということ伝えるつもりでしたけど、今回は町の方で見てということですので、これからもずっと、電気代、水道代は町の方が見てくれるということで、よろしいですね。

ほんでただ助成金というのが、老人クラブとの契約だから部落の方には入っていない。老人クラブに直接支払われている、いう解釈でよろしいのでしょうか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは森議員の再質問にお答えを致します。

水道代、電気料につきましては、引き続き指定避難所にもなっておりますので、町の方でお支払いをさせていただきます。

なお、老人クラブとはですね、町長と老人クラブの会長で契約を結んでおりますので、お支払いは直接クラブの方へ払っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

これで1問目の方の質問を終わらせて、2問目の方の質問に入らせていただきます。

町道についてを問うということで質問を出しましたが、この件につきましては今議会に町道認定の議案が提出されておりますが、ちょうどその私が質問する場所がここに該当します。で、質問を取り下げる方がいいかなというて考えておりましたが、何か担当の課長さんの方から、ぜひとも答弁がしたいということで、そういうことは言われませんでしたけど、関連することについてお伺いを致します。

議案の方で新しく町道本村線ということで、完成がすれば現在の佐賀局の東側から入る進入路よりは、まず今あります佐賀JAの前の方から入っていける道になりますので、消防とか救急車両の進入は以前よりもずっとスムーズになるのではないかと思いますし、また買い物に行く高齢の方々も、今のところでしたらぐるりっと遠回りをして、町道に出て、それからまたちょっと下がって来て、JAへ入らないかんような距離が目前に出てきますので、なかなか高齢者の方たちにも良い道になるというように考えております。

この道ですが、あの辺の私有地だった関係で、中の方に水道の本管が入ってないことで、地域の方の話によれば、そこに水道の本管の布設工事をされるというように聞いております。これはまた、その近辺の方2軒だというようにお聞きしておるんですけど、個人的なお宅は分かりませんが。

自宅とメーターのあるところまでが、何十メートルの向こうにメーターがあって自宅へ引っ張ってきてる。昔、個人的に本管から引っ張ってきたという関係もあるようですけど。そういうことで、あこに入ればメーターとの距離が短くなるというように喜ばれてる方もおるようでございます。

それと、防火水槽の設置も計画があるというように聞いております。住民の方から。要るとか要らんとかいろんな意見はありましたけど、これ私個人的に、の考え方ですけど、やはりあの地域の防災を考えた場合は、水路も結構太いのが流れちようけんかまんように言われますけど。まあ防火水槽があれば、あの近辺ちょっと

奥まったとこの火災のときには役立つのではないかというように思っております。

で、この町道についてですが。何年も前から住民の方たちから要望が出されておると聞いておりますので、できれば今はまだ序の口で、今企画したところでございますけど。やはり今始まったけれど、工事の完成までの日程。要は、水道はまあ取りあえず買って道路にせないきませんが、それを水道の布設を何年に予定されておるのか。もし、本当に防火水槽を設置するという。これまた予算がつからたらどンドン前送りのあれで、前倒しになって伸びていきます。

で、防火水槽を考えるのならば、補助があろうがなかろうがつけるぐらいの気構えで防火水槽を討されておるのか。県の方の予算をもらってきいていうことで、つかざったら来年になり、また来年になってくると、せっかく道として広がっても、なかなかきれいなものになってこないと思いますので。もし防火水槽を行政上必要とされるならば、県から補助金がつかなくても町単で、800万から1千万掛かりますから簡単に言われませんが、まあそれぐらいの心構えがあって設置を計画されているのか。

で、最低何年以内にこれをちゃんとした町道として完成をさせる計画なのか。

そこのところの答弁をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは通告書に基づき、森議員の2、町道についてのカッコ1、佐賀地域の町道ホソ田中角線と本村柿政線間の町道新設計画について2年を過ぎるが、前に進んでいないとの声を聞く。また、一日も早い完成を望む声を聞く。執行部の考えについてお答えをさせていただきます。

ご質問の路線につきましては、議員も言われましたように本議会の第19号議案として、JA高知はた佐賀支所前から佐賀郵便局へ取り合わせる道路として提案をさせていただいています。

これまでの経過ですが、平成25年12月ごろ、地元区長さんより津波避難路の整備要望が提出をされました。

この要望を受け、平成12年度から平成27年度まで実施をしていました佐賀地区漁業集落環境整備事業として計画をしまして、翌26年5月に高知県へ平成27年度事業の追加事業として要望をしていったところですが。

しかし県からは、既に国から事業認可を受けている内容に、本事業の最終年度へ新たに追加変更することは適切ではないと指導を受けまして、新たな事業として平成28年度から30年度までの3カ年で実施する漁業集落環境整備事業にて事業認可を申請をしております。当該事業につきましては、平成27年12月に水産庁より事業内容および事業個所の承認を受けております。

ご質問の路線は、近隣の避難広場へ連結させる避難道として、平成28年度から29年度の2カ年で整備を行う計画です。町としましても一日も早い整備完了が望ましいと考えていますが、現時点で全体事業要求額の50パーセント程度の認可予算ベースでありまして、一定整備にかかる期間が必要となっております。

今後の事業スケジュールですが、現地測量および用地調査業務を7月をめどに発注し、10月末を業務完了予定として、現在事務作業を進めています。その後につきましては、質問にもありましたように、耐震型防火水槽の設置ならびに避難道整備工事を伴う用地買収に係る課税特例の優遇措置を受けるために、税務署と租税特別措置法の協議を行いながら、平成29年度上半期に避難路工事の発注をする予定でいます。ただし、地権者の方々には用地のご協力をいただかなければなりませんので、事業の進捗よく計画は今後の対応にもなります。

また、本路線の事業目的は避難広場へ連結させる避難路ですが、ご質問にもありますように、地域の方々にとっては買い物等日常生活の利便性を向上させる事業効果の高い路線であると、町としても認識をしています。

今後も県を通じて整備予算の前倒し等の要求を行いながら、早期の事業完了に向けて取り組んでいきます。

なお、前段に説明をしました耐震型防水槽についてですが、もし県の国等の補助がない場合に単独でやる気概があるかということでございますが、耐震型防火水槽は一基約2,300万ぐらいを想定されています。これをすべて単費でやるということになると財政的負担が多大になりますので、これは、国の補助を受けながら、併せて高知県の補助、それを上乗せしてもらいながら対応していきたいと考えています。

また、水道の排水管新設につきましては、建設課の水道係と協議を現在やっております。この工事、また貯水槽につきましても、道路が出来上がって、また新ためてするというにはなりませんので、避難路工事と併せて、並行した工事の発注と。そういうことで考えています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今の答弁で、おおむね執行部の方としては2年ぐらいで片付けていきたいと、完成させていきたいという考え方は持たれているようですけど。

一番の今、私は耐震じゃない昔の800万から900万の水槽。まあ大きさにもよりますけど、防火水槽も、2,300万という金額だったもんで、ちょっと質問のとき言うた金額というたら約3倍ぐらいになりますので、えっと思いましたんですけど。現在このようになっておるがですね、耐震の防火水槽が。大きさにもある程度はあろうと思いますけど。

けど、できるだけ県、国にその申請を速やかにされて、一日も早くその防火水槽設置に向けてね、予算が下りるようにしないと。土地は手に入れてもそれが済むまで、まあ舗装したとこをまたほじくってするということは、これは二重手間になりますので、どうしても一気に片付けていかないかと思っています。そういうことへの取り組みで、県、国に早急なる要望を挙げていって、恐らく挙げていくとは考えておりますけど、今防災絡みでそういうことで予算請求をして、速やかに取れるということと。

もう一点、ちょっとこの質問とははめてなかったんですけど。完成したならば、前の佐賀JAさん向けて、この前に車で通るけど、横断歩道がないと思うんです。あったらそれでよろしいんですけど。買い物に行くに、信号まではつけれないと思います。その向こう側に信号がありますので。ぜひ横断歩道をきちっと引いてあげんと、走る側も、車の運転者もちょっと困ると思いますし、そこで交通事故でも、横断中の事故でも起こったらなかなかになります。ちょっと私があそこを走る間にはちょっとよう見つけてないんですけど。

もしそこに横断歩道があればその設置は構いませんけど、完成と同時にそこになれば、そこに横断歩道の設置も併せて、計画の検討ができるかどうかをお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは再質問にお答え致します。

現在、JAの前までは町道になってまして、今言う道路の計画の位置から、上流うか上の方に50メートルぐらい離れた所に横断歩道がございます。

実際横断歩道やる場合については交通規制課等との協議が必要でありますので、その場所に必要かどうか、今後、供用開始までに協議をしまいたいと思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

この質問につきましても、もうできるということで分かっておりますので、これ以上の質問をしていても同じ答弁になってくると思いますので、3 問目の方に入らせていただきます。

3 問目の方でございますが、各町内に全域に地域での放送の音量についてを問うということで。

佐賀、上川口、入野地域で、放送用のスピーカーの近くで生活をされている方々から、役場の告知放送や、時刻を知らせるときの音量を、今より下げられないかというような声が聞こえております。特に時刻を知らせるサイレンは、緊急時の大音量はこれはもう致し方ないと。けど、通常の時刻はもう少し下げてもらえないでしょうかというような声があります。それは、間近におりますと、子どもさんでも連れちようちっさいお子さんにしたら耳をこうふさがないかん。真下やったら。こういうように耳をふさいで、乳児の場合はそれぐらい高音になって、音量がおっきいということで、そういうところはたまたま見かけたこともあります。

まあそれと、告知放送のときですが、特にスピーカーから雑音で、すべての集落とは思いませんけど、放送をやっている間中、雑音がかなりの高音で入ってくるので、結局、せつかくのお知らせの内容がなかなか聞き取りにくい。耳障りな音がします。まあ、すべてで聞いたわけではないんですけど、下田の口は比較的なくて、流れてると思います。特に入野とか、錦野とか、何カ所か。ちょっとあと忘れましたが、放送時にスピーカーから漏れてくる雑音はかなり気になる部分があります。

この場合でしたら、比較的、人の話によりますと地域で区長がやるときの放送はそれほど雑音が入らんとかというような声も聞きますので、どこが原因か分かりませんが。放送設備、言うたら出す側か、受ける集落にある放送設備の機械の問題か。そこのへの改善を求めている声があります。雑音がうるさいのと、音量を下げてくださいというのは役場の方の告知のときの方が、お知らせの方が多いです。IWK から流れようか、告知端末機から流れてくる方の音量の関係だと思えますけど、そういうことをいわれております。

また、緊急時のサイレンですけど、時報が朝と昼と晩とお知らせで流れるところがありますけど。これが、かなり近くにおるとほんとびっくりするくらいのおっきい、けたたましい音で聞こえております。これが、ある程度緊急時以外がレベルが下げれて、皆さんが、ああ、昼やねという程度のものに下げれるものか、それともそれはもう一切駄目なものか。いろいろあろうと思えますけど、そういう声がありますので、それに応えてもらえるかということが、一つの問題です。

できることは、町内の地域での放送のスピーカーの現状を早急に考えての対応が必要ではなかろうかと思えます。すべてが出ようかどうか分かりませんので、執行部のその取り組みについての考えを問います。

答弁を求めます。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは森議員の一般質問、3 点目の告知等の放送音量についてのご質問にお答えしたいと思います。

告知放送を地区の外部スピーカーで流す場合は、2 つのシステムの連動になっております。一つは、町が管理する光ネットワークサービスの告知放送施設。それと、各地区が管理する地区放送施設の両方を連動する仕組みになっております。

ご質問の中の、音量、雑音に関する不満や苦情はこれまでも数件の事例がございまして、それぞれ個別に対応をまいりました。

これらの原因は、集会所等に設置したアンプ等の故障、ボリューム設定が不適切や、スピーカーの設置個所

や方向が不適切など、地区放送施設の問題である場合が多く、告知端末機の故障が原因だったケースは、過去4年間で2件のみでございました。

集会所の方も初期設定時等に現地で調整はしておりますけれど、集会所では直接マイクを放送をする際に、使用する方がボリュームを勝手にいじってしまったりする場合がございます、そういうことが障害の原因の一つになろうかと思えます。

現在はそういう場合、職員やIWK サービスセンターの職員によって現地対応も行っておりますけれど、原因の特定作業や復旧に非常に手間が掛かっているのが実状でございます。

また音量の問題につきましては、個人差が生じる非常にデリケートな難しい問題でもございまして、音量を下げ過ぎると聞こえないというクレームが入ることもありますし、また、風向きでも随分違ってきます。

ただ、平成23年度、地区放送と告知放送が連動して以降、行政放送の利用率が格段に上がっていることから、地区からは不満と費用負担の声が多く聞かれることも事実でございます。今後はより細かな対応ができる対策が必要ではないかとも考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今、課長の答弁のように、その音量というのは微妙なもので、個人的にいろんな差というか、それは私も分かっております。

自分がまだ地域の地区長というか区長をやらせていただいたときにも、私に直接来ずに、先に役場の方に電話を入れられてまして。それで、内容的には睡眠、寝れなくなったというたかな。夜、夜勤でもんてくる関係かどうか知りませんが、7時ごろに寝る。寝たら、スピーカーの音で目が覚めたら安眠妨害いうんですかね、後寝れなくなるという。ものすごい神経質というか、それまで地区内には多くの看護師さんが勤務されてて、その方も夜勤明けもあって、いろんなことがあったけど、今まで一度もそういう苦情がなかったものが、初めて自分は役場へそういう苦情があった後に、私の方に苦情が来て、お互いが話し合いをして、朝一の放送はやめます。朝一は週のうち2回やったら後の放送は晩にします、というような話し合いで調整したことを覚えております、自分も。それで納得していただいたこともあります。

けど、その今言われたようにその一番微妙なのは、どこまで下げたらどの範囲まで届くかという問題もあるかと思えます。けど、やはりあの間近で生活をなさってる方になってくると、そのへんが辛抱できる音量であるかないかという部分もあるかと思えますので、まあ、なかなか微妙で難しい問題です。

けど、やはりそこは告知放送で、時間を置いて流し始めたんで、きちっと対応して住民の声に応じて、できないときにはできないで、説明をきちっとするというのも業務ではなかろうかと思えます。

そういうことで、もし、どうしてもそのボリュームを下げれない状態の地域の所には、やはり担当の方の係りの者が行って詳しく説明をすべきだと思いますが。

行政としてそれを取られますか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員の再質問にお答えしたいと思います。

これまでの森議員からも幾つか紹介がございましたけれど、これまでクレームとしては役場に直接言ってく

る場合も多いんですけど、地区長さんに相談して、地区内で協議して収めていただくように現在は促しているところがございます。

過去には、職員等で位置を調整したり、場合によってはスピーカーを取り外したり対応した事例もありますけれど、その時間と手間とか費用、そういうものが非常に多く要るようになってきております。

特に難しいのが住民間の調整。住民間での調整が非常に時間がかかる作業でございまして、そういうところを加味しますと、現在の職員の対応でやるのが適切なのか、あるいは専門業者に委託して、きめ細かい対応が即時にできるような体制をつくった方がいいのか、少し検討は要ると思いますけれど。

いずれにしろ、何らかのもっときめ細かい対応ができる体制の検討も必要だと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

検討で終わらないように、きちっと検討をされるように。

4 問目の方に入らせていただきます。介護保険料についてをお伺い致します。

たまたまですが、今年の5月31日の高知新聞に、全国の65歳以上の方が支払う介護保険料滞納で、差し押さえが全国で1万人を突破という記事がありました。その方々は年金が年間18万円未満ということやから、ふた月に一遍。なんぼ出るかね、3万切れるということですか。1万5,000円切れるということですかね、1カ月が。こういう方々は年金からの引き落としではなくって、市区町村への直接支払う普通徴収という形になります。本当に低年金で天引きがされない人が大半とのように記事がありました。

この保険料については3年ごとの見直しがされるが、私が思いますには、保険料が上昇しても下がることはないのがこういう時の見直しであります。保険料、国保にしろ、介護保険にしても高齢者医療の保険にしても、見直しというときに、何かこう若干でも下がるかなという希望は持っておりますけど、ただの一度も下がったという記憶はありません。すべて数パーセント、わずかのご負担ですというけど、なかなか値上げばかりできておりますし。

まあ介護保険が始まったのが2000年。平成12年度から県単位のあれで、そのときの保険料は全国平均が2,911円ということで載っております。まあ特に高齢化による介護ニーズの高まりで、2014年、平成26年度には月額4,972円、これは基本的なところだと思いますけど、にアップで、また厚生労働省は2025年、平成35年度には月額が8,165円になるとの推計いうか、試算を公表しておると新聞に記載されておりました。

これからの高齢者の人口は増加をしていきますし、年金受給者すべての方が生活に十分な支給額ではないと私は思います。月額8,065円となれば年金生活者には大問題になりますし、町の実態として、直接支払いの件数で何件かというように答弁できなければパーセンテージでも結構ですけど、介護保険料の中での直接支払いは全体の何パーセントでも構いませんし。それから、滞納の件数がありましたら滞納件数。これも件数やけんパーセント出せれんかな。まあそういうことの答弁と。

高齢者の年金生活の方に何らかの対応がこれからは必要じゃなかろうかと思っておりますし、これに対して役場の方が、国、県に対して介護保険料への補助金をもう少しというか、今でも来ようかもしれないんですけど、今以上に増えてこんと、なかなか払えない層が出てくると思います。

実際に国民年金でしたら、月額で6万5,000円やったかな。大体月額6万5,000円ぐらいやと思います。そうなったときに、ふた月に一遍の支給の中で天引きされてきますので、そうするともうほんと一気に、1カ月が5万台の生活費しか出てこなくなります。その生活費の中から今度、介護だけじゃなくて、高齢になれば後

期高齢の保険料も払わないかんし。そこまでいく手前の人間は、それに合うた国保料も払っていかねばなりません。

そういうことを考えた場合には、やはり何らかの補助とは言わんけど、そういうことの対応が必要だと思いますので、執行部の方に、国とか何とかにそういうものが対応、補助金制度があればそういうことで対応をすべきじゃと思うんですが。

執行部の方の対応を問います。

議長（矢野昭三君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

それでは森議員のご質問の4番目、介護保険料について、町の滞納差し押さえ実態と、滞納があった場合の執行部の対応について、通告書に基づいてお答え致します。

介護保険料については強制徴収債権となり、平成26年度から過年度分の滞納繰越について税務課で徴収を行っております。このため、平成26年度および平成27年度の2年度分についての差し押さえ実態について、まずお答え致します。

平成26年度の過年度分の滞納のある方は109人で、滞納額は1,394万9,510円となり、そのうち差し押さえ人数は2人で、滞納額が30万3,400円となっています。対人数比では1.8パーセントとなります。

平成27年度の過年度分の滞納のある方は139人で、滞納額が1,541万3,436円となり、そのうち差し押さえ人数は7人で、滞納額が36万7,944円となっています。対人数比では5パーセントとなります。

続きまして、滞納がある方への町の対応についてお答え致します。滞納のある方への対応は、徴収マニュアルに沿った対応となります。

まず、滞納のある方に納期限後20日以内に督促状の発送を行います。そして、電話および文書での催告。その後、給与、預貯金等の財産調査を行います。調査によって財産のある方は、文書による差し押さえ予告を行います。差し押さえ予告にも反応がなく誠意のない方は、差し押さえを執行致します。そして換価し、滞納額への充当となります。

一方、森議員がご指摘されますような、年金収入などが小額であり、財産調査による財産などもなく資力のない方は、執行停止条件に該当すれば執行停止処分を行い、執行停止後3年間は資力の回復状況の有無を調査し、資力の回復がなければ、滞納整理となります。

いずれの場合につきましても、総合扶助制度による公平性の確保の観点から、徴収マニュアルなどの一定の基準に基づき滞納処分を実施しなければならないことをご理解いただきたいと思います。

今後につきましても、法令順守が責務であると考えておりますので、差し押さえなどの執行についてもご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今の課長の答弁で、まあ私も実際に、ここの町内で差し押さえまでがいつてるとは、介護保険で。考えておりませんでした。認識不足で恥ずかしい限りです。

要は、去年よりも今年が増えているということですよ。人数も額も。そこが一番の問題だと思うんです。それで、この方々すべてがいわゆる18万以下の方であれば、何らかの政策でフォローしてあげないと。まあ

18万でも十二分に、どう言うたらいいんですかね、ほかで余力があって生活しよう人は、これは別ですよ。けど、やはりこの差し押さえにならないようにするにも、ちょっと今から高齢化社会というよりも年金生活の中で、これが介護保険料が改正たんびに上がっていくということになってきたら、天引きされるだけ生活に困窮してくるといふ、いろんなジレンマがあると思うんですよ。

今回特に、私が今気付いたのは、26年度が109件だったものが、27年度には139ですから、30人増加しますよね。この増加についてと、それから金額も1,500万ですか、1,541万。なかなか前年度よりも伸びてる。伸びてるという言葉は使われん。増えてますので。そういうことを考えていったときに、今から行政としても、これ、言うように皆さん相互の扶助の関係ですので、これは分かります。皆さんで助け合うてやるという、まあ一種の、ちょっと言葉がこれがいいかどうか分かりませんが、一種の頼母子講（たのもしこう）として、みんなでお金を出し合うて、で、困った人がそれを使っただくということのがこの制度やと思うんです。

だけど、やっぱそこから漏れていく。漏れていく言うたら、けど、どうしても払えんものは払えんってきますよね。で、最低何らかの方法で減免はしてあげないかんことも分かりますけど。とにかくこれ、再度ここだけを答弁をお願い致します。

要は28年度の、言うたらまあ来年度になりますけど、こういうときに滞納額が27年度よりも減るのか。これはまあ累計いか27年も残って28、26年になっちゃうと思います。あくまでも税務の徴収の方の関係で問いますけど。このままの状態でしたときに、27年度よりは28年度の方が人数も増える見込みながか、それと金額的にも増額するのか。ちょっと予測ですから分かりませんが。これほど伸びてきようと、これは保険料の問題じゃなくて、集める側の問題ですよ。徴収の方の問題ですけど。

その予測というところは不都合なかもしれませんが、今以上に皆さんと話をして、徴収をして、差し押さえがならないように、皆さんを税務課の方できちっとそういうことをやっていって、せめて今年並みの人数に抑えられるような努力というのがされていかれるかについてをお伺い致します。

税務課長（川村一秋君）

森議員の再質問にお答え致します。

議長（矢野昭三君）

税務課長。どうぞ。

税務課長（川村一秋君）

失礼しました。

28年度は、26年度から27年度の場合はですね、人数で30人。それから、金額で約250万ぐらいアップしております。それから、ちょっとまあ28年度についてはですね、ちょっとまだ決算が出てないので、見込みとして上がるかどうかということは、ちょっと今の段階では分かりません。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

それともう一つ。税務の方の滞納になりますけど。この方々が、いわゆる普通徴収の方だけではこんな金額にはならないと思うんですが。それで、普通徴収でない方の介護保険の未納ということがちょっと考えづらいところ。

あっそうか、分かりました。年金受給者でない方は直接支払いになりますよね。はい、分かりました。そのへんがちょっと頭ん中混同してましたので。

これに関連しまして、次の問題に入らさせていただきます。関連的なことがありますけど。

今現在、この徴収方法ですけど、第1号被保険者の介護保険料ということで、町の方が9段階で、これ全国的で県下統一だと思っておりますけど、9段階で徴収しておりますし。まあ、これは平成27年から29年の間で、これは変わらないと思っております。1段階の方が3万5,400円というように規定されておりますけど、実際には軽減強化ということにより3万1,900円を徴収されておるといように、この一覧表には載っております。

まあ5段階と、このあれで見ると大体5段階のところでは基準額1.0ということですが、これでしょうか。年間7万800円の方が、この方を基準にして、4段階は0.9とか、3段階は0.75、0.75というように掛けていくように変えておるといっております。なるだけなら、この第5段階から下の方の方を、町単独で段階を増やすことはできないかもしれませんが、いわゆるこの掛率、標準掛率の所を、0.9やったら次は0.75というように掛けていく分を、もう段階ちよつとこう、0.5じゃなくて0.3にしてとかいうように、細分割。細分割ですよ。が可能になるものかというように。そうせんと、だんだん払うていきにくい状態になってくる、介護保険料が。

ということで、介護保険料のこの9段階という形式を見直しができないかということは、一つは、平成30年度にはこの介護保険の保険料の見直しが来ます。で、基準額が増になるということは、結局上もきついです。これでいきましたら。これ5段階が標準ですけど、6、7、8、9の方もアップになりますし、今以上に。それから、4段階から下の方も今以上に上がってきますけど。まあ一定限の収入のある方を基準にされていると思っております。そこの方にもほんとは救済がほしいんですけど、全体で。特に増額になって見直しがあっても、下がることは絶対にあり得んと思っております。こういう保険料なんかは。

現在の年金で生活されている高齢者の方々は年々苦しくなると。生活が。特にこういうようにもろもろのものが値上げになる。それは当然、利用があるから上がっていく。だから上がるということも当然理解はしておりますけど。そういうことを含めたときに、苦しい人の生活の声をよく聞きます。町が県と一緒に弱体化のための、これ保険料へ、さっきと一緒にですけど補助金なんかの要望が、私は必要だと思っております。できれば現在の9段階をさらに細分化されて、年金生活の救済が高齢者の年金生活の救済が必要だと考えますが、執行部の方が国へそういう要望をするか。

それから、町単とか県との話し合いで、さらなる細分化した徴収の方法を取っていかれるか。

そのことについてお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

森議員の再質問にお答え致します。

先ほどのご質問の中で、ちょっと答弁漏れがあったようですので、若干補足を加えたいと思っております。

まず、介護保険料が下がったことがないというお話をされましたが、黒潮町では、第5期介護保険事業計画と第6期の介護保険事業計画で、ほんとに少ない金額で答弁するのも恥ずかしいんですけど、基本基準額で7万900円から7万800円に下がっております。

それと、普通徴収の人数も質問の中でされたと思っております。普通徴収の人数が、平成26年度が581名、平成27年度が534名が、普通徴収となっております。議員の方のおっしゃられておられたんですが、対象が年金受給額、年額18万以下の方と65歳に到達された年度の方。多くは、もう一つ転入された方が普通徴収の対象となります。

それと、今のご質問の低額所得者等に配慮した保険料の段階を多段階化にすることはできないかというご質

問だったと思いますが、住民税非課税層などの低所得者に配慮した多段階化を行うこととなると、議員もご指摘されましたが、高所得者の負担金が今よりもさらに高額となります。高額所得がある皆さまにつきましてもこれ以上のご負担を掛けることになるということがまず1点目です。このため、厚生労働省の通知では、公平性の観点から住民税非課税層などの低所得者などに配慮した多段階化は、全国統一的な仕様で判断することが望ましいことから、非課税者層の区分においてできないというふうにされております。

従いまして、市町村において低所得者層に対して独自の段階を設けることはできないという判断をしております。

それと、もう1点ご指摘されたと思いますが、低額所得者などに対する、例えば保険料の全額免除とか、一律的な減免などにつきましても、段階的な保険料による応分の負担を求めているため、公平性の観点から適当ではないと、厚生労働省では考えているようでして、この点につきましての黒潮町で独自で実施することはできないというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

国で決まっております、町単独ではどういうこともできないということで、これ以上質問してもこれは手の打ちようがないということで、できるだけ税務の方の徴収の中で。これも住民の方の気持ちもありますけど、できるだけ支払い困窮になったなら、相談が行きよくいうように窓口は広く開けていただいて、住民の方に払える方法が10回払いでもかまんとか、12回払いでもかまん、小口でもいいので、その徴収の仕方をいろいろと考えていかないと、年間決まった金額やけど、それを6回で払うんじゃなくて、12回で払ってもら。集める側はなかなか問題があるかと思っておりますけど。

もうこれをどうのこうの言うても国の制度で決まって固まったものを課長が首をけてまではしてくれんと思っております。制度改正は、やってもいいんですけど、課長も生活があるけんそこはしてくれないと思っております。できるだけそういう相談で対応して、できるだけ滞納者が増えないように。一番困るのは、国保の滞納だけじゃない部分が出てきますので、いろいろ滞納が重なってる方もおいでると思っております。そればあ弱者の方々にも何らかの方法では、細かなフォローをやっていくように伝えて終わります。ここの。

最後の問題になります。まだ5時までには35分ありますね。頑張ってください、35分まで。

5問目になりますが、幡多中央斎場についてを問います。

幡多中央斎場は、私の認識の中では旧中村市と旧大方で、ちょっと名前はそのとき時の名称かどうか知りませんが、現在は幡多中央環境施設組合というものを設立して、火葬炉大型1基、普通炉、標準ですがこれを2基。手術用肢体、これは手とか内臓とか足とかいうものを指すみたいですが、これが1基を設置し、平成7年6月より稼動しております。で、もう21年が経過しております。もうこれでは既に炉の方の耐用年数も過ぎているというように思われます。

また、現在は大型の棺の方が増えてきているというように聞いております。大型棺は普通でやると、できることはないけど時間が食うとか。まあとにかく今の皆さん体格が良くなったんで、棺の方がおっきい棺が増えてきたというように聞いております。

また、うちの方のあれは、一番おっきい炉の端に、これは裏から入らなちよっと見えませんが、裏の方から入りますと手術用の肢体用の炉がついております。この炉の方が、普通じゃったら煙を抜くものが上へついちよらないかんがですけど。煙とか臭気抜き用の配管がついとかないかんがが、つけるべきだったでしょうけ

ど、まあ予算の関係かなんか知りませんが、隣の大型炉の方のそれを使って上へ抜いているようです。

ちょっとそちらの方に、斎場の方にお聞きしますと、やはり大型炉の端で小型やけど使ってるときには大型炉がちよっと休まないかと。その時間的には、10キロ、20キロのものを焼いていますので、そんなに時間がたつようには言ってませんでしたけど、兼用してる関係で、その大型炉が使えんなくなってくるようなことをお聞きしております。

ここで私が思いますのは、思い切って新型の大型炉1基増設をして、既存の3基の炉を順次点検修理することによって延命するという、今の分を。それと今でしたら、なかなか混んでくると、火葬場がつかえちよるけん一日（ひいと）待ちとか、というようなことが起こります。お葬式というか、死ぬるがですから、毎日決まってるじゃなくて、意外とこう固まって亡くなったりするし。これは何にも因果関係はないけど、やはり友引を避ける関係があって、どうしてもその火葬の日が重なってきたりをしておると思います。

これはうちだけではいきませんので、それにまた両自治体の方も、四万十市も黒潮町も15年ないし20年先には、65歳の人口はぐんと大きく膨れ上がっていきます。双方の27年度作成の人口ビジョンの中では23年度が2030年度の分析であげましたら、75歳以上の人口が四万十市の方で7,728人。黒潮町の方で約2,618名。計1万340人くらいの人口に達します。

で、ここにもらってます火葬場の方から頂きました火葬状況の調べということで出していきますと、逆に平成8年から27年度までの四万十市の、7年度はすいません、計算に入っておりませんということは6月からですので、1年間通じてないのでちょっと計算に入っておりません。この状況調べの方では、平成8年フル活動したときからを計算しておりますのでちょっと数字が合わんかもしれませんが、大体四万十市の方で27年度までに7,687体。それから黒潮町の方で3,459体。合計1万1,146体で、それから組合外の方が1,427体。総合計1万2,573体というものが、今までに火葬をされております。

これからの高齢化社会を考えれば、私が考えるには一年でも早急に新型の炉を増設すべきだと思いますし、火葬場の方から見ると、4つドアが付いております。4つはありますけど、1番目の1号基のドアの所の奥は空です。いつでも大型炉が座るようにできております。入って見せていただきましたけど。そこの所も、まあ言うたら今回は自動ドアがもう既に設置されておりますので、その分の経費だけは若干安くなると思います。

これもうちの黒潮町だけが論議することもできませんので、執行部の方が四万十市と協議をして、大型炉の炉の増設を早急に取り組まれる考えがあるかについてお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは通告書見基づきまして、森治史議員の5番目、幡多中央斎場についての1番、幡多中央斎場の火葬炉大型を増設と、既存の3基を順次点検、修理を四万十市と協議され、早急に取り組むべきと考えるが、執行部の考えを問うについてお答え致します。

議員のご指摘のとおり、幡多中央斎場は平成7年の6月1日の創業開始より21年を迎えておまして、施設全体の老朽化が進んでおります。特に火葬炉につきましては、大型炉1基と普通炉2基、そして特殊炉1基の合計4基を設置しておりますが、毎年700件を超える火葬を行っております。ちなみに、平成25年が703件、そして平成26年が760件、そして平成27年度が714件を扱っております。

それで炉の耐用年数は、これは16年ということで、耐用年数適用などに関する取り扱い通達で出されております。そういう炉の耐用年数を考慮致しますと、議員のご指摘のとおり、大型炉を新設して、既存の4基を順次点検、修理をしなければいけないと考えております。

しかしながら、現在、施設全体の冷暖房の空調設備が相次いで故障致しております、それを順次改修するように取り組んでおります。しかしながら、幡多中央斎場は空調整備が3系統に分かれておまして、平成26年度には火葬炉のある棟の系統、そして平成27年度は式場のある系統の改修を済ませました。そして最後に、28年度には和室のある待合室と、それからロビーの所ですね、ある管理棟の系統の空調設備を直さなければならぬことになっておまして、火葬炉については現在のところ、定期点検と補修によりまして延命化を図りながらやっておるということで、新設についてはそれ以降の対応ということになってしまいます。

とは申しまして、現行の火葬炉が1基でも故障致しますと円滑な業務の遂行に支障を及ぼしますので、議員のご指摘のとおり、ひつぎの大型化に伴いまして大型火葬炉の新設が必要だと考えております。そのためには新設費用としまして、約3,500万円から4,000万円が必要ということをお聞きしておりますので、財源の確保などを含めまして四万十市と十分に協議を行い、そして幡多中央環境施設組合議会への提案を早急に取り組みなければならないと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今の課長の答弁が、これから一生懸命取り組むというように宣言をしていただきましたので、私の方も組合の方のあれに行きますので、そのときには課長の方を応援しますので、ぜひ。

とにかく、この問題は市と町の方で、四万十市とこちらの方で協議せんと。組合に持ってこられても、組合の方もお金の問題がありますので。まあこれ、なせかここで言わせてもらうのは、3月の総会か何かの場で、今の四万十市の市議会議長になっております、矢野川さんから増設が必要じゃないかという声が挙がってましたので、中村の方の議員さんには言わず、私はこちらの方で自分が声を挙げていくべきだという思いで、今回こういう。ほんとにお金が要る問題ですので、なかなかそのちょっとやりにくいかもしれませんが、ちゅうちょしておれないことになろうと思っておりますので、先ほども課長が言われたように、1基でもちゃがまったらもう全然話が違ってきますし。まあそういうこともありますので、ぜひ今後ともいい検討を、議会の執行部の方にはするように。

ということで、次の質問に入ります。

これもちょっと難しい問題です。なかなか私の方も質問に挙げておりますけど。これ、火葬炉の使用料金ですが、これ幡多中央斎場の場合には、組合員の方ですが、組合員の方は使用料が、13歳以上の方が2万円で、13歳未満の方が1万円というように決まっております、組合外の方が、大人で4万5,000円、子どもで3万円というように決まっております。

四万十町の方を隣接する高岡郡の方の四万十町の方の斎場の施設使用料についてちょっと調べてもらったんですが、住民課長の方に。そうすると、頂いた資料によりましたら、もう12歳以上の人が町内で3万円、町外で6万円。それから、12歳未満、子どもさんが2万2,000円、町外が4万5,000円ということで掲載されております。このものが上がっていくところでなかなか上げてくれということをおっしゃるのは、なかなか難しいと思います。せめて組合の方は今回の炉の新設にしても、双方の市と町で税金から、住民のお金から持ち出して造るのですから、この方々はその値上げという対象から外しまして、ちょっとよそから来る方に対して汚い言われたらあれですけど、四万十市みたいに6万円とまではいかなくても1万円ぐらいを検討していただいて、年間の使用料が51件、平均して40件やないかと思っておりますけど。こういう形で、上がってきた徴収できるものとされれば、その1万円はもう施設組合の方で積立金として残しておいて、このように今言われたように和室のク

ーラーとかの修理のときも、一定限お金が持ってましたら、すっと取り組めると思うんです。

一番思いますのは、和室の方ですけど。障子とかふすま、畳なんか傷んだ場合に、やはり施設組合の方はそんな予算持ってませんので、どこを直すにしてもその都度組合にかけて、各市町村で協議してお金を持ってこないかんになります。これができるもんかどうか分かりませんし、土佐清水も、宿毛も、幡多中央も、すべてその料金を統一しようところがあります。幡多郡内をしておりますので、なかなかその協議が、四万十市と黒潮町の協議だけではありません。なくなりますけど、やはりこれも、そういうようにテーブル一つ買うにしても、傷んだら新しいものに替えて利用してもらうことのサービス方に転化できるということだったら、値上げもしてもいいんじゃないかなという考えがありましたもんでこれ、よそから来る組合外の方の火葬料を1万円程度。子どもさんは半額でも大人は1万円上げるようにして、そういう形で、積立金というか修理を目的とした、そういうお金をためておくべきではなかろうかと思いますが、これもなかなか。最終的には、利用者の方へのサービスとしてお返しする。従業員さんの給料に跳ね返るわけでもなく。そういうトイレのちょっとした修繕でも、いちいちそのお伺い立てざったら直らんようでは、いつまでたっても使えんいうように。そのお金でトイレの改修ができれば、修繕ができればそれでいいと思うんで。そういうような形のもんが、なかなかうちと四万十市だけの話ではいかん問題になりますけど。まあそういうところも含めて、検討が必要じゃなかろうかと考えますが。

その協議をやるかについてをお伺いします。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、森治史議員の幡多中央斎場についての2番目、火葬炉の使用料は、組合以外の料金を1万円増額され、その分を施設内を小額な修繕費とされ、利用者へのサービスにつなげる必要があると考えるが執行部の考えを問う、についてお答えを致します。

先ほども申しましたが、幡多中央斎場は平成7年6月1日の創業開始より21年目を迎えておりまして、施設全体の老朽化が進んでおります。火葬炉をはじめ、空調設備の改修や雨漏り対策など、あらゆる施設の改修、修繕が必要となっております。従いまして、緊急性や使用頻度などを考慮致しまして、優先順位を付けて修繕を実施しなければならず、財源の確保が困難な状況となっております。

議員のご指摘のとおり、黒潮町民と四万十市民の負担が増加しない形で財源を確保するという方法は、有意義であり検討する必要があるというふうに思います。

実際、1年間に四万十市、そして黒潮町以外の組合外の方の使用されてる件数は、約年間で50件でございます。ちなみに、平成25年が38件、そして平成26年が48件、そして平成27年度が52件でございます。その効果は年間50件ほどですので、大変大きいものになるというふうに思います。

しかしながら、組合外の使用料の値上げをするためには、四万十市との十分な協議も必要でございますし、それと併せて、宿毛市や土佐清水市などの斎場を所有する市と、それからそれを利用される大月町、そして三原村への周知と理解を図りながら進める必要があると思いますので、慎重に検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

2度目の質問ですけど。

結局、斎場の方の方のいろんな話聞きよう中での発言でしたけど、宿毛市は宿毛が持っているので、最優先は宿毛に住民の方が優先される関係で、大月と三原の方の場合に、どうしても炉の関係でどうしても焼けないというときには、すべて紹介が中央斎場に回ってきてるように、今からどうなるやら分かりませんが、中央の方へ流れてきてますというような話を聞いておりました。

そういうところから考えていくと、よけいとか一つでも増えて良うなったら、またよけ来てくれるということもあろうし。大月さんも三原さんも、住民の方に結局1万円負担。葬儀のときの負担料が増えますので、なかなか言いづらいかもしれませんが、そういうところはご理解がいただける範囲ではなかろうかなというように、個人的に私は考えておりますので。

そういう取り組みをやってくれるということですので、早急に四万十市と話し合いをし、その結果組合の方からはほかの組合員にも、やるとなった場合ですけど、他の組合との話し合いを早急に進めるようにやっていたらどうかだけ、再度聞きます。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは森治史議員の再質問にお答え致します。

議員のご指摘のとおり、この施設はご遺族が最後にお別れする、ほんとに神聖な場所であり、そして心の安らぎを求める場所でございます。そういう所が不備な体制であったら、非常にいけないと思います。今実際的にも、その日ごろより清潔さや気品を失わないように、施設管理を気を付けてやっていただいております。

その中で、畳の表替えとか、先ほど申されましたように障子とかふすまとか交換。そして、そのほかに座椅子とかですね、そういう修繕も必要となってきております。そういう、何かと小さな修繕がかさんでおるのも事実でございます。そのような修繕の費用として使用しまして、お客様へのサービスの向上につながるということでありましたらですね、大変重要なことだと思いますので、この使用料のですね、値上げについてもまた組合議会の方にですね、提案をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢野昭三君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 45分